

大洗町地域防災計画

資料編

平成26年 3月

大洗町防災会議

目次

目次

1. 防災会議関係	1
(1) 大洗町防災会議条例	1
(2) 大洗町災害対策本部条例	3
(3) 大洗町災害対策連絡会議規程	4
(4) 大洗町防災会議委員名簿	6
2. 協定及び広域応援	7
(1) 災害時における相互協力に関する覚書 (H9. 9. 1) 大洗郵便局	9
(2) 茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定書 (H11. 4. 1)	11
(3) 災害時における協力に関する協定 (H12. 3. 27, H23. 3. 1) 日本郵政株式会社 かんぼの宿大洗	13
(4) N T Tの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書 (H13. 3. 30)	15
(5) 災害時応急対策活動協定 (H14. 11. 7, H21. 6. 10) 大洗建設業協議会	16
(6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (H14. 11. 20) いばらきコープ生活協同組合	18
(7) 水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定 (H14. 12. 4)	21
(8) 下水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定 (H14. 12. 4)	23
(9) 防災行政無線の活用に関する協定書 (H14. 12. 24, H20. 6. 30, H24. 1. 24)	25
(10) 災害時支援協力に関する協定 (H17. 2. 3)	27
(11) 社会福祉協議会における災害時支援に関する協定 (H17. 6. 22)	29
(12) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H19. 10. 26) 株式会社エコス	31
(13) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H19. 10. 26) 株式会社セイブ	33
(14) 災害時の情報交換に関する協定 (H23. 1. 25) 国土交通省関東地方整備局	35
(15) 茨城県大洗町・岡山県鏡野町・鳥取県三朝町 防災応援協定 (H23. 12. 2)	37
(16) 災害対策支援協力に関する覚書 (H24. 7. 25) 群馬県榛東村	39
(17) 災害対策応援協力に関する覚書 (H24. 8. 10) 茨城県大子町	41
(18) 災害対策支援協力に関する覚書 (H24. 11. 8) 栃木県那須町	43
(19) 災害時等の相互応援に関する協定 (H25. 1. 30) 茨城県町村会	45
(20) 災害対策支援協力に関する覚書 (H25. 7. 4) 秋田県にかほ市	47
(21) 災害時における協力に関する協定書 (H25. 8. 20) 茨城県市町村職員共済組合保養施設 大洗鷗松亭	49
(22) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 有限会社こうじや	51
(23) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 株式会社麺のスナオシ	53
(24) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 大洗給食協業組合	55
(25) 災害時における救援物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 利根コカ・コーラボ	

トリング株式会社.....	57
(26) 災害時における燃料供給に関する協定書 (H25. 8. 20)	59
(27) 災害における一時避難所としての使用に関する協定書 (H25. 8. 20)	61
(28) 災害時における生活必要物資の提供に関する協定書 (H25. 9. 1) 生活協同組合パ ルシステム茨城	63
(29) 災害時の緊急救援輸送に関する協定書 (H25. 10. 7)	65
(30) 災害対策支援協力に関する覚書 (H26. 2. 13) 栃木県上三川町.....	67
(31) 災害時の歯科医療救護についての協定 (H26. 5. 15).....	69
3. 災害救助法の適用.....	77
(1) 茨城県災害救助法施行細則.....	77
(2) 城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表.....	85
(3) 茨城県り災救助基金管理規則.....	89
(4) 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱.....	93
4. 各種様式	105
(1) 様式 1 連絡窓口届出書.....	105
(2) 様式 2 ボランティア登録様式.....	106
(3) 様式 3 災害概況即報.....	107
(4) 様式 4 り災者台帳.....	108
(5) 様式 5 人・家屋被害状況.....	110
(6) 様式 6 土木関係被害状況報告書.....	111
(7) 様式 7 はん濫河川被害報告.....	112
(8) 様式 8 上下水道施設の被害状況.....	113
(9) 様式 9 教育施設被害状況.....	114
(10) 様式 10 災害による町有財産被害状況報告書	115
(11) 様式 11 社会福祉施設の被害状況報告書	116
(12) 様式 12 農地及び農業用施設被害状況報告書	117
(13) 様式 13 農作物被害	118
(14) 様式 14 家畜、畜産物等被害	120
(15) 様式 15 水産関係被害状況報告書	121
(16) 様式 16 商工業被害状況報告書	123
(17) 様式 17 災害応急対策従事者名簿	124
(18) 様式 18 災害通報受信記録票	125
(19) 様式 19 災害概況即報	127
(20) 様式 20 被害状況即報	128
(21) 様式 21 被害状況報告表	130
(22) 様式 22 自衛隊の災害派遣要請 (依頼)	131
(23) 様式 23 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)	132
(24) 様式 24 応援要請書	133
(25) 様式 25 応援活動結果報告書	135
(26) 様式 26 応援に要した経費の請求について	136
(27) 様式 27 防災ヘリコプター緊急運航要請書	137
(28) 様式 28 緊急通行車両の確認	139
(29) 様式 29 避難所収容者名簿	141
(30) 様式 30 避難所設置報告書	142
(31) 様式 31 災害救助に必要な物資の調達の要請	143
(32) 様式 32 小災害救助補助金交付申請書	148

(33) 様式 33	小災害救助状況調書	149
(34) 様式 34	支出調書	150
(35) 様式 35	り災証明書	151
(36) 様式 36	災害救助費繰替支弁費交付金	152
(37) 様式 37	炊出し受給者名簿	153
(38) 様式 38	食糧品・現品給与簿	154
(39) 様式 39	食糧・物品受払簿	155
(40) 様式 40	物品貸借簿	156
(41) 様式 41	生活用品給貸与記録簿	157
(42) 様式 42	死体処理台帳	158
(43) 様式 43	埋葬台帳	159
(44) 様式 44	応急仮設住宅設置等状況	160
5.	その他の資料	161
(1)	トリアージタグ	161
(2)	自主防災会区割図	163
(3)	大洗町消防団管轄図	164
(3)	大洗町防災行政無線設置箇所	165
(4)	大洗町防災行政無線子局設置箇所図	167
(5)	大洗町消防無線の整備状況	168
(6)	都市公園の整備状況	170
(7)	避難所等一覧	171
(8)	臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）	173
(9)	町内の河川の概況	174
(10)	海岸保全区域指定状況	174
(11)	海岸重要水防箇所	174
(12)	砂防指定地	175
(13)	消防署車両充足状況	175
(14)	消防水利現有数	175
(15)	大洗町の指定文化財一覧	176
(16)	大洗町病院・医院一覧	177
(17)	大洗町歯科医院一覧	178
(18)	一般廃棄物（ごみ）収集運搬車輛登録届	179
(19)	し尿処理施設	180
(20)	土砂災害危険箇所	181
(21)	大洗町土砂災害警戒区域等の指定箇所	182
(22)	避難行動要支援者名簿に関する記載事項	183

1. 防災会議関係

(1) 大洗町防災会議条例

大洗町防災会議条例

(昭和 39 年 6 月 23 日条例第 21 号)
改正 平成 8 年 3 月 25 日条例第 5 号
平成 12 年 3 月 24 日条例第 1 号
平成 24 年 12 月 17 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、大洗町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大洗町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、45 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要があると認める者
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 大洗町災害対策本部条例

大洗町災害対策本部条例

(昭和 39 年 6 月 23 日条例第 22 号)

改正 平成 12 年 3 月 24 日条例第 1 号
平成 24 年 12 月 17 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大洗町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 17 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 大洗町災害対策連絡会議規程

大洗町災害対策連絡会議規程

昭和 39 年 6 月 23 日
大洗町防災会議規程第 3 号
平成 14 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 8 月 23 日改正

(設置)

第 1 条 大洗町災害対策本部条例(昭和 39 年大洗町条例第 22 号)に定める大洗町災害対策本部(以下「本部」という。)を設置するにいたるまでの措置,及び本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を総合的に迅速かつ的確に行うため,大洗町災害対策連絡会議(以下「会議」という。)をおく。

(構成員)

第 2 条 会議の構成員は,別表に示す町長部局の課室長及び消防本部の課長とする。

(会議の検討事項)

第 3 条 会議は,災害等の状況把握,住民への広報,関連箇所への連絡,災害対策のための要員の招集準備,その他災害対策に関する事項について協議する。

(運営)

第 4 条 会議は,生活環境課長が別に定めるところにより必要な構成員を招集し,これを主宰する。
2 生活環境課長に事故のあるときには,総務課長がその職務を代行する。

(災害報告)

第 5 条 会議の構成員は,災害が発生し,又は発生のおそれのある場合においては,被害状況,その他災害対策に必要な情報を収集し,生活環境課長に報告しなければならない。
2 生活環境課長は,必要な情報を適宜町長に報告しなければならない。
3 会議の構成員は,会議に付された事項をすみやかに関係職員に周知させるとともに,実施に必要な事項については,これを促進しなければならない。

(町長報告)

第 6 条 生活環境課長は,会議終了後すみやかにその結果を町長に報告しなければならない。

(事務)

第 7 条 会議の事務は,防災専門担当主査が掌理する。

(補則)

第 8 条 この規程のほか,会議に必要な事項は生活環境課長が別に定める。

附則

この規程は公布の日から施行する。

附 則

この規則は,平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 8 月 23 日から施行する。

別 表

- ・大洗町災害対策連絡会議構成員（風水害・地震・津波災害）

主宰	生活環境課長
副	総務課長
	町長公室長
	都市建設課長
	上下水道課長
	福祉課長
	教育次長
	消防次長
事務局長	防災専門担当主査

- ・大洗町災害対策連絡会議構成員（原子力災害）

主宰	生活環境課長
副	総務課長
	町長公室長
	財務課長
	消防次長
事務局長	防災専門担当主査

(4) 大洗町防災会議委員名簿

大洗町防災会議委員名簿

会 長	大洗町長
第 1 号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長
	第三管区海上保安本部茨城海上保安部長
	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長
	国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所長
第 2 号	茨城県水戸土木事務所長
	茨城県県央福祉事務所長
	茨城県水戸保健所長
	茨城港湾事務所大洗港区事業所長
第 3 号	茨城県水戸警察署長
	水戸警察署大洗地区交番所長
第 4 号	大洗町副町長
	大洗町町長公室長
	大洗町財務課長
	大洗町総務課長
	大洗町生活環境課長
	大洗町都市建設課長
	大洗町上下水道課長
	大洗町福祉課長
	大洗町健康増進課長
第 5 号	大洗町教育長
第 6 号	大洗町消防長
	大洗町消防団長
第 7 号	東日本電信電話株式会社茨城支店長
	(独) 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター所長
	東京電力株式会社茨城支店水戸支社長
	茨城交通(株)那珂湊営業所長
	(社)茨城県トラック協会常陸那珂支部長
	東日本高速道路株式会社関東支社水戸管理事務所長
	鹿島臨海鉄道株式会社代表取締役副社長
	商船三井フェリー株式会社大洗支店長
(社) 茨城県県央医師会長	
第 8 号	大洗町明神町地区自主防災会

2. 協定及び広域応援

大洗町と関係機関との災害時応援協定締結状況

No.	協 定 内 容
1	災害時における相互協力に関する覚書 (H9. 9. 1) 大洗郵便局 (災害救助法適用時における郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関する災害特別事務取扱い及び援護対策、避難場所及び救援物資集積場所の提供、緊急連絡用車両の提供、施設・用地の提供)
2	茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定書 (H11. 4. 1) 茨城県 (茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等)
3	災害時における協力に関する協定 (H12. 3. 27, H23. 3. 1) 日本郵政株式会社 かんぼの宿大洗 (屋内外における避難場所の提供、炊き出しを中心とした非常食の提供、浴場を開放しての入浴提供)
4	NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書 (H13. 3. 30) 東日本電信電話株式会社 茨城支店 (通信設備に係る大規模災害等発生した場合における大洗町防災行政無線の利用に関する覚書)
5	災害時応急対策活動協定 (H14. 11. 7, H21. 6. 10) 大洗建設業協議会 (各種災害時における応急対策活動)
6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (H14. 11. 20) いばらきコープ生活協同組合 (食糧等救援物資の提供、ボランティア活動への支援)
7	水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定 (H14. 12. 4) 大洗町指定管工事組合 (水道施設の応急対策)
8	下水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定 (H14. 12. 4) 大洗町排水設備指定工事店組合 (下水道施設の応急対策)
9	防災行政無線の活用に関する協定書 (H14. 12. 24, H20. 6. 30, H24. 1. 24) 東京電力株式会社 水戸支社 (配電線事故等による停電の際、大洗町防災行政無線を活用して住民に停電等に関する情報を提供)
10	災害時支援協力に関する協定 (H17. 2. 3) 茨城県・茨城県ゴルフ場協会・茨城県ゴルフ倶楽部支配人会 (被災者の収容、飲料水、食事等の提供、浴場の提供、被災者の救援活動)
11	社会福祉協議会における災害時支援に関する協定 (H17. 6. 22) 茨城県社会福祉協議会 (被災地への職員派遣、被災地におけるボランティア活動の支援)
12	災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H19. 10. 26) 株式会社エコス (食糧等救援物資の提供、ボランティア活動への支援)
13	災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H19. 10. 26) 株式会社セイブ (食糧等救援物資の提供、ボランティア活動への支援)
14	災害時の情報交換に関する協定 (H23. 1. 25) 国土交通省 関東地方整備局 (災害時における各種情報の交換)

No.	協 定 内 容
15	茨城県大洗町・岡山県鏡野町・鳥取県三朝町 防災応援協定 (H23. 12. 2) 1. 岡山県鏡野町 2. 鳥取県三朝町 (大規模災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)
16	災害対策支援協力に関する覚書 (H24. 7. 25) 群馬県榛東村 (災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)
17	災害対策支援協力に関する覚書 (H24. 8. 10) 茨城県大子町 (災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)
18	災害対策支援協力に関する覚書 (H24. 11. 8) 栃木県那須町 (災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)
19	災害時等の相互応援に関する協定 (H25. 1. 30) 茨城県町村会 (茨城県町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・河内町・八千代町・五霞町・境町・利根町)
20	災害対策支援協力に関する覚書 (H25. 7. 4) 秋田県にかほ市 (災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)
21	災害時における協力に関する協定書 (H25. 8. 20) 茨城県市町村職員共済組合保養施設 大洗鷗松亭 (屋内外における避難場所の提供、炊き出しを中心とした非常食の提供、浴場を開放しての入浴提供)
22	災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 有限会社 こうじや (生活必需物資の調達及び安定供給)
23	災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 株式会社 麺のスナオン (生活必需物資の調達及び安定供給)
24	災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 大洗給食協業組合 (生活必需物資の調達及び安定供給)
25	災害時における救援物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 利根コカ・コーラボトリング 株式会社 (災害における情報提供・災害対応型自動販売機内の無償提供)
26	災害時における燃料供給に関する協定書 (H25. 8. 20) 大洗常澄ガス協同組合 茨城県高圧ガス保安協会水戸支部大洗ガス部会 (燃料等の調達及び安定供給、提供活動)
27	災害における一時避難所としての使用に関する協定書 (H25. 8. 20) 独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター (一時避難所としての受け入り)
28	災害時における生活必要物資の提供に関する協定書 (H25. 9. 1) 生活協同組合パルシステム茨城 (生活必需物資の調達及び安定供給)
29	災害時の緊急救援輸送に関する協定書 (H25. 10. 7) 社団法人 茨城県トラック協会常陸那珂支部 (物資の輸送・搬送)
30	災害対策支援協力に関する覚書 (H26. 2. 13) 栃木県上三川町 (災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)
31	災害時の歯科医療救護についての協定 (H26. 5. 15) 大洗町歯科医師会 (6 診療所)、一般社団法人東西茨城歯科医師会 (災害発災時避難所等で症状判別、顎顔面傷病者応急処置、身元確認、避難所での口腔ケア)

(1) 災害時における相互協力に関する覚書 (H9.9.1) 大洗郵便局

(災害救助法適用時における郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関する災害特別事務取扱い及び援護対策、避難場所及び救援物資集積場所の提供、緊急連絡用車両の提供、施設・用地の提供)

災害時における相互協力に関する覚書

大洗郵便局(以下「甲」という。)と大洗町(以下「乙」という。)は、大洗町内に災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する被害をいう。)が発生した場合、相互に協力し、必要な災害対策を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を交換する。

(協力要請)

第1条 甲及び乙は、大洗町内に災害が発生した場合において、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用時における郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関する災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 甲が管理する施設及び用地を避難場所、救援物資集積場所等として、乙に提供すること。
- (3) 甲が管理する車両を緊急連絡用車両等として、乙に提供すること。
- (4) 乙が管理する施設及び用地を、甲に提供すること。
- (5) 甲及び乙は、被災状況、被災町民の避難先等の情報を提供すること。
- (6) 乙が管理する避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (7) その他協力できる事項。

(協力の実施)

第2条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、それぞれの業務に支障を来さない範囲で、協力しなければならない。

(経費の負担)

第3条 第1条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費について、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適切な方法により算出した金額を負担する。

(職員の派遣)

第4条 甲は、大洗町に災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて甲の職員を派遣することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 大洗町内の郵便局は、大洗町及び町内各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項について、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては大洗郵便局長、乙においては、大洗町生活環境課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の交換を証とするため、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日

(甲) 郵政省

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-364

大洗郵便局長

松本 二士夫

(乙) 大洗町

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町長

小谷 隆亮

(2) 茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定書 (H11.4.1)

(茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等)

茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と大洗町（以下「乙」という。）とは、茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局（以下「無線局」という。）の設置及び運営等について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び茨城県地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑な執行を図るため、無線局の設置、運用、管理及び経費の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(無線局の設置)

第2条 甲は、乙の庁舎に無線局を設置するものとする。

2 無線局の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、無線局の設置に当たり、必要な庁舎施設及びその附属設備並びに敷地を無償で甲に使用させるものとする。

3 無線局には、別表に掲げる無線設備（以下単に「無線設備」という。）を設置するものとする。

(無線局の運用)

第3条 乙は、甲の定める「茨城県防災行政無線運営要綱」及び「茨城県防災情報システム運営要綱」に基づいて運用するものとする。

(無線局の管理)

第4条 乙は、「茨城県防災行政無線運営要綱」及び「茨城県防災情報システム運営要綱」に基づいて無線局を管理するものとする。ただし、無線局の性能を維持するための点検整備（以下「点検整備」という。）は、甲が行うものとする。

(運用責任者)

第5条 無線局の運用に関する責任者は、乙の職員で乙の長が指名した者とする。

(経費の負担)

第6条 無線局の運用及び管理に要する経費の負担は、次によるものとする。

(1) 甲が負担する経費

ア 無線局の点検整備に要する経費

イ 甲の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ウ 電波法に規定する免許申請、変更検査及び定期検査等の手数料

(2) 乙が負担する経費

ア 電気料、県外通話料及び無線設備に係る消耗品

イ 乙の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ウ 乙が善良な管理を怠ったため生じた損傷等の補修に要する経費

(協定期間)

第7条 この協定期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1月前までに、甲、乙いずれからも特に申入れがない場合には、この協定は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年4月1日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県
代表者 茨城県知事 橋本 昌乙

乙 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
大洗町長 小谷 隆亮

(3) 災害時における協力に関する協定 (H12. 3. 27, H23. 3. 1) 日本郵政株式会社 かんぼの宿大洗

(屋内外における避難場所の提供、炊き出しを中心とした非常食の提供、浴場を開放しての入浴提供)

災害時における協力に関する協定

日本郵政株式会社 かんぼの宿大洗 (以下「甲」という。) と大洗町 (以下「乙」という。) とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大洗町内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

第3条 甲は、大洗町内に災害が発生したときは、乙の要請があった場合において、原則として災害発生の日から7日以内を上限とし、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (4) その他甲が可能とする協力

2 甲は、第2条に定める災害以外の災害について、乙の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 第3条に規定する協力を行った場合における経費は、甲の負担とする。ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものを除くほか、法令等に基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

(周知)

第5条 甲は、甲の敷地内に「大洗町との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、乙は、本協定の内容について大洗町町民に周知するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 甲は、乙が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては支配人、乙においては生活環境課長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 7986-2
日本郵政株式会社 かんぼの宿大洗
総支配人 大 渕 邦 壽

乙 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
大 洗 町
町 長 小 谷 隆 亮

(4) NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書 (H13. 3. 30)

東日本電信電話株式会社 茨城支店

(通信設備に係る大規模災害等発生した場合における大洗町防災行政無線の利用に関する覚書)

NTTの通信サービス停止に伴う防災行政用無線の利用に関する覚書

大洗町（以下「甲」という）と東日本電信電話株式会社茨城支店（以下「乙」という）は、通信設備に係わる大規模災害等発生した場合における大洗町防災行政用無線（以下「防災無線」という。）の利用に関し、甲乙間において次の事項により、覚書を締結する。

（広報の依頼）

第1条 乙は、通信業務に係わる大規模な災害、事故及び故障等により通信業務の停止が発生し、速やかに広報活動ができないときは、甲に対し広報の依頼をするものとする。

この場合において、大規模な災害、事故及び故障等とは、複数の行政区の範囲で通信業務が停止し、相当の時間において多大な影響を及ぼすおそれのあるものとする。

2 甲は前項の依頼を受けたときは、大洗町防災行政用無線局管理運用規程に基づき、町民等に対して広報をするものとする。

（依頼の内容）

第2条 乙は前条第1項の依頼をするときは、別図連絡体制図により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故等の原因（判明している場合）
- (3) 影響の範囲
- (4) 回復の見込み
- (5) その他必要な事項

2 前項の依頼方法等については、運用要領によるものとする。乙は前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨を直ちに連絡するものとする。

（疑義の決定等）

第3条 本覚書について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成13年3月30日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
大洗町 小谷隆亮 ㊟

乙 茨城県水戸市大町3丁目3番5号
東日本電信電話株式会社
茨城支店長 大澤秀雄 ㊟

(5) 災害時応急対策活動協定 (H14.11.7, H21.6.10) 大洗建設業協議会

(各種災害時における応急対策活動)

災害時応急対策活動協定

大洗町（以下「甲」という。）と大洗建設業協議会（以下「乙」という。）は、災害時応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、大洗町域において災害（災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1項第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合、大洗町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）に基づいて実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(要請及び応急対策活動)

第2条 甲は、町防災計画に基づく応急対策活動を実施するにあたり、町職員による労務及び技術に不足を生じる場合は、乙に対し協力を要請するものとする。
2 乙は、前項の要請を受けた場合は、災害対策班を編成し、甲の指定する場所等において応急対策活動を実施するものとする。

(災害対策計画)

第3条 乙は、災害対策班の編成、派遣その他応急対策活動に関する災害対策計画を作成しておくものとする。
2 乙は、前項の規定により災害対策計画を作成し、又は修正したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(災害対策班の業務)

第4条 応急対策活動の業務は、次のとおりとする。
(1) 地震災害時における応急処置
(2) 風水害時における応急処置
(3) 道路等損壊箇所の応急処置
(4) 廃棄物等の指定場所への運搬処置
(5) その他町長から要請された処置

(指揮命令)

第5条 乙所属の災害対策班に係る指揮命令及び連絡調整は、乙の長が行なうものとする。

(通信)

第6条 乙の災害対策班と町の災害対策本部との通信手段の確保は、甲が迅速に行なうものとする。

(復旧資機材の確保)

第7条 応急対策活動に要する復旧資機材等は、乙の保有資機材等を使用するが、状況に応じた復旧資機材等の語達は、乙の要請に基づき甲が行なうものとする。

(応急対策経費の負担)

第8条 応急対策活動に要した経費は、乙の請求に基づき、甲が支払うものとするが、必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請により応急対策活動に従事した者が、そのため負傷し、又は死亡した場合の災害補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月10日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275
大洗町長 小谷隆亮

乙 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 2410 番地
大洗建設業協議会
会長 菊池弘

(6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (H14. 11. 20) いばらきコープ生活協同組合

(食糧等救援物資の提供、ボランティア活動への支援)

大洗町といばらきコープ生活協同組合との災害救助に必要な物資の調達に関する協定

大洗町（以下「甲」という。）といばらきコープ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において被災者を救援するため、物資の調達及びボランティア活動への支援を円滑に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の共給を要請することができるものとする。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 町外の災害救助のため、茨城県又は近隣市町村から物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めるとき。

(物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、被害の状況に応じ原則として別表1に掲げるものとする。

(物資の供給要請手続等)

第5条 第2条の規定による甲の要請「以下「要請」という。）は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときには、口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況を甲に文書（様式第2号又は乙の納品書）をもって連絡するものとする。

(物資の運搬)

第6条 物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また甲は、乙に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

(物資の引渡)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、引渡場所へ職員を派遣し、要請に係わる物資を確認のうえ、乙から引渡を受けるものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（乙が引渡のための輸送を行

った場合は、その輸送費を含む。) とする。

(代金の支払い)

第9条 甲は、引き取った物資の代金を乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第10条 乙は、乙の組合員に対し、災害ボランティア活動への参加協力を積極的に推進し、甲が災害時に実施する応急生活物資の配布等各種ボランティア活動を支援するものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練、その他防災に関する催しに参加することができる。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年11月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275
大洗町長 小谷 隆亮

乙 茨城県水戸市赤塚1丁目2029番池の121
いばらきコープ生活協同組合
理事長 遠藤 捷彦

(別表1) 供給要請物資一覧表

NO	種類	物 資
1	寝具類	毛布 タオルケット 布団 枕 座布団
2	衣料品	婦人服 子供服 男性衣料 下着類 靴下
3	炊事用品	鍋 かま やかん フライパン しゃもじ オタマ 包丁 まな板 缶切
4	食器類	紙皿 紙コップ 箸 フォーク スプーン 茶碗 哺乳瓶
5	日用品	ティシュペーパー トイレットペーパー 石鹸 洗濯石鹸 歯ブラシ 歯磨粉 洗剤 洗濯ロープ 洗濯バサミ 軍手 生理用品 マスク 紙オムツ(大人用・幼児用) 蚊取線香 使い捨てカイロ 雨具 クラフト・布テープ ウエットティッシュ ごみ袋 タオル バケツ 殺虫剤 段ボール ビニール袋
6	光熱材料	卓上ガスコンロ ガスボンベ 懐中電灯 電池 ローソク マッチ 使い捨てライター
7	食料品	米 菓子パン 食パン 飲料水 牛乳 缶詰 レトルト食品 味噌 醤油 砂糖 塩 調味料 野菜 ソーセージ 茶 粉ミルク マヨネーズ 生卵 即席麺 梅干 漬物 菓子 果物 ジュース

※供給要請物資は、概ね上記の品目を基準とし、災害規模や被害状況により指定する。

※品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(7) 水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定 (H14. 12. 4)

大洗町指定管工事組合
(水道施設の応急対策)

大洗町水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定

大洗町(以下「甲」という。)と大洗町指定管工事組合(以下「乙」という。)は、地震災害等の大規模災害及び事故等により、水道施設に被害が発生した場合において、乙の甲に対する応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が管理する配水管等の水道施設(以下「水道施設」という。)の機能の確保と回復のため、乙の協力を得て、応急対策業務(以下「対策業務」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡責任者及び担当者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 応急対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (3) その他必要な事項

(対象となる災害等)

第3条 本協定の対象となる災害等は、次のとおりとする。

- (1) 震度5弱以上の地震発生により、大規模な地震が発生した場合
- (2) 甲において災害対策本部が設置され、又は、それに準ずる体制がとられた大規模な風水害による災害が発生した場合
- (3) 前項に定める災害以外の事故等により、水道施設に被害が発生した場合

(支援の要請)

第4条 甲は、前条の災害等が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認められた時は、乙に対して、第5条に定める対策業務の実施を文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。又、前条第3号による場合は別途締結する業務委託契約書によるものとする。

(対策業務の内容)

第5条 この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における水道施設の損壊等により、応急復旧処置を行う必要が生じたときの緊急応急作業
- (2) 前項で定める災害以外の事故等における水道施設の損壊等により、復旧処置を行う必要が生じたときの緊急修繕工事
- (3) その他、甲が必要と認める緊急応急作業

(対策業務の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定により対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員(以下「工事業者」という。)に指示し、工事業者の所有する建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)を甲に提供することにより対策業務の支援を行う

ものとする。

(対策業務の監督)

第7条 対策業務を行う工事業者は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い業務を実施する。

(報告)

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務の日時及び場所
- (2) 対策業務内容及び経費
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第9条 対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、乙が別に定める基準によるものとする。

(損害の負担)

第10条 第6条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務従事した者（以下「従事者」という。）が、本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第12条 乙は、諸活動中に認知した災害等による被害情報については、積極的に甲に提供するものとする。

(情報の提供)

第13条 この協定に定めない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月4日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

大洗町長 小谷 隆 亮

乙 茨城県東茨城郡大洗町磯浜 2909 番地

大洗町指定管工事組合

組 合 長 小 森 邑 穩

(8) 下水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定 (H14. 12. 4)

大洗町排水設備指定工事店組合
(下水道施設の応急対策)

大洗町下水道施設に係る災害時応急対策活動の協力に関する協定

大洗町(以下「甲」という。)と大洗排水設備指定工事店(以下「乙」という。)は、地震災害等の大規模災害及び事故等により、下水道施設に被害が発生した場合において、乙の甲に対する応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が管理する排水管等の下水道施設(以下「下水道施設」という。)の機能の確保と回復のため、乙の協力を得て、応急対策業務(以下「対策業務」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡責任者及び担当者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 応急対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (3) その他必要な事項

(対象となる災害等)

第3条 本協定の対象となる災害等は、次のとおりとする。

- (1) 震度5弱以上の地震発生により、大規模な地震が発生した場合
- (2) 甲において災害対策本部が設置され、又は、それに準ずる体制がとられた大規模な風水害による災害が発生した場合
- (3) 前項に定める災害以外の事故等により、下水道施設に被害が発生した場合

(支援の要請)

第4条 甲は、前条の災害等が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認められた時は、乙に対して、第5条に定める対策業務の実施を文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。又、前条第3号による場合は別途締結する業務委託契約書によるものとする。

(対策業務の内容)

第5条 この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における下水道施設の損壊等により、応急復旧処置を行う必要が生じたときの緊急応急作業
- (2) 前項で定める災害以外の事故等における水道施設の損壊等により、復旧処置を行う必要が生じたときの緊急修繕工事
- (3) その他、甲が必要と認める緊急応急作業

(対策業務の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定により対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員(以下「工事業者」という。)に指示し、工事業者の所有する建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)を甲に提供することにより対策業務の支援を行う

ものとする。

(対策業務の監督)

第7条 対策業務を行う工事業者は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い業務を実施する。

(報告)

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務の日時及び場所
- (2) 対策業務内容及び経費
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第9条 対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、乙が別に定める基準によるものとする。

(損害の負担)

第10条 第6条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務従事した者（以下「従事者」という。）が、本業務において負傷者若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第12条 乙は、諸活動中に認知した災害等による被害情報については、積極的に甲に提供するものとする。

(情報の提供)

第13条 この協定に定めない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月4日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

大洗町長 小谷 隆 亮

乙 茨城県東茨城郡大洗町成田町 257 番地の 1
大洗排水設備指定工事店

組 合 長 大 貫 四 郎

(9) 防災行政無線の活用に関する協定書 (H14. 12. 24, H20. 6. 30, H24. 1. 24)

東京電力株式会社 水戸支社

(配電線事故等による停電の際、大洗町防災行政無線を活用して住民に停電等に関する情報を提供)

大洗町防災行政無線の活用に関する協定書

大洗町（以下甲という。）と東京電力株式会社（以下乙という。）は、電力供給に係わる大規模事故が発生した場合や、需給の逼迫などによる広範囲にわたる停電および電力需要の急増に伴う節電のお願い等における大洗町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の使用に関し、甲乙間において、次の条項のとおり協定を締結する。

(広報の依頼等)

第1条 乙は、次に掲げる事象により、独自に速やかな広報活動ができないときは、甲に対して広報の依頼をするものとする。

- (1) 地震、台風、その他の突発的な大規模事故により、複数の行政区の範囲で広域に停電が発生し、相当の時間影響を及ぼすおそれのある場合。
- (2) 電力需要量と電力供給量の逼迫により、複数の行政区の範囲で広域に停電が発生する可能性が高い場合。
- (3) 電力需要量と電力供給量の逼迫により、複数の行政区の範囲で広域に停電が発生した場合。

2 甲は、前項の状況により乙より依頼を受けたときは、防災無線を使用し、別に定める別記広報文例等により、速やかに市民等に対して広報活動を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報活動を行うものとする。別記広報文例等については必要に応じて差し替える事があるものとする。

(広報依頼内容等)

第2条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別に定める別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

別図連絡体制については必要に応じて差し替える事があるものとする。

- (1) 広報依頼者の所属および氏名
- (2) 事故の原因（判明している場合）
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の連絡後、新たな情報が判明したときは、その旨を直ちに連絡するものとする。

(効力の発生および期限)

第3条 本協定内容の効力は本協定書の締結時より発生するものとする。また、期限については、甲乙いずれかからの書面による終了の申し出がない限り、継続するものとする。

(旧協定の失効)

第4条 甲乙間で締結した平成20年6月30日付けの大洗町防災行政無線の活用に関する協定は、本協定の締結時から効力を失うものとする。

(協議)

第5条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、または、本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月24日

東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
(甲) 大洗町
町長 小谷 隆亮 ㊟

水戸市自由が丘3番57号
(乙) 東京電力株式会社 水戸支社
支社長 文挟 誠一 ㊟

(10) 災害時支援協力に関する協定 (H17. 2. 3)

茨城県・茨城県ゴルフ場協会・茨城県ゴルフ倶楽部支配人会

(被災者の収容、飲料水、食事等の提供、浴場の提供、被災者の救援活動)

災害時支援協力に関する協定

茨城県

茨城県ゴルフ場協会

茨城県ゴルフ倶楽部支配人会

(目的)

第1条 この協定は、茨城県（以下「甲」という。）が行う災害対策に関し、茨城県ゴルフ場協会（以下「乙」という。）及び茨城県ゴルフ倶楽部支配人会（以下「丙」という。）が乙及び丙に加盟するゴルフ場において災害支援協力（以下「支援協力」という。）を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支援協力)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認める場合は、乙及び丙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県外における災害救助等のため、国又は他の都道府県から応援を要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

(支援協力の内容)

第3条 甲が乙及び丙に要務する支援協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の収容
- (2) 飲料水、食事等の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) その他被災者の救援活動のため実施可能なこと

(要請手続)

第4条 甲は、乙及び丙による支援協力を必要と認めるときは、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）の意見を聴いたうえ、文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない時は、口頭文は電話等により要請し、事後速やかに要請文書を交付するものとする。

2 乙及び丙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに乙及び丙に加盟するゴルフ場に連絡し、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

(被災市町村とゴルフ場との支援内容の協議等)

第5条 被災市町村は、前条による支援協力の要請に対し、これを受諾したゴルフ場とともに、支援協力の内容、方法等について協議し、支援を受けるものとする。

(経費負担)

第6条 支援協力を要する経費は、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあつては、原則として、実費相当額を被災市町村が負担する

ものとする。

(取扱い窓口)

第7条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては生活環境部消防防災課、乙及び丙にあつては茨城県ゴルフ倶楽部支配人会事務局とする。

2 甲、乙及び丙は、毎年度当初に、それぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出ておくものとする。

(疑義の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して処理するものとする。

(適用期日)

第9条 この協定は、平成17年2月3日から適用する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月3日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋本 昌

乙 筑波郡伊奈町小島新田101
茨城ゴルフ倶楽部
茨城県ゴルフ場協会
会長 塚原 裕

丙 つくば市神郡2726
つくばねカントリークラブ
茨城県ゴルフ倶楽部支配人会
会長 濱名 尚文

(11) 社会福祉協議会における災害時支援に関する協定 (H17. 6. 22)

茨城県社会福祉協議会

(被災地への職員派遣、被災地におけるボランティア活動の支援)

社会福祉協議会における災害時支援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、暴風、地震、津波、大雨等による災害で住民生活に支障が生じ、被災住民の支援が必要となった場合、被災地の市町村社会福祉協議会(以下「被災地社協」という。)、茨城県内の被災地以外の市町村社会福祉協議会(以下「非被災地社協」という。)及び社会福祉法人茨城県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が協力し、連携を図りながら、社会福祉協議会の専門性を発揮した支援活動を行うため必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)は、あらかじめ災害時の支援に関する担当窓口を定め、必要事項を県社協に報告するものとする。

2 県社協は、災害時の緊急連絡網を整備しておくものとする。

3 県社協及び市町村社協(以下「県・市町村社協」という。)は、災害が発生した時は、速やかに必要な連絡をするものとする。

(県外の支援)

第3条 県外の社会福祉協議会から支援要請があった場合は、県社協及び非被災地社協が連携して支援活動にあたるものとする。

(職員の派遣)

第4条 県社協は、被災地社協からの要請、または必要があると認めるときは、被災地社協に、職員を派遣することとする。

(支援の手続き)

第5条 被災地社協からの支援要請、または県社協が被災地社協の支援を必要と判断した場合は、県社協が被災地社協と協議し、支援を行うほか、非被災地社協に対し、協力を要請する。

2 被災地社協は、県社協が支援に際し、必要な次の事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 被害状況及び被害が予想される状況
- (2) 支援の内容、場所及び支援場所への経路
- (3) 支援の期間
- (4) 社協職員の派遣及びボランティア活動の支援に必要な人員
- (5) 支援活動に必要な物品、資材及び器材の品名・数量等
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 非被災地社協は、県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は、協力しなければならない。

(支援の内容)

第6条 県社協及び非被災地社協が行被災地社協の支援内容は、次のとおりとする。

(1) 県社協及び非被災地社協は、職員を派遣し、次の業務に従事させる。

ア 災害ボランティアセンターの運営

イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供

ウ その他救援活動に必要な事項

- (2) 非被災地社協は、県社協に登録している防災ボランティア等に情報提供を行うとともに、被災地におけるボランティア活動を支援する。
- (3) 支援活動に必要な物品、資材及び器材の提供並びに斡旋を行う。
- (4) 被災地社協の業務支援、関係機関等との連絡調整を行う。
- (5) その他、被災地社協に必要な支援を行う。

(情報の提供)

第7条 被災地社協は、災害及び救援活動の状況等について、逐次県社協に報告し、報告を受けた県社協は、非被災地社協に情報提供するものとする。

(経費の負担)

第8条 支援活動に要する経費は、支援した県社協及び非被災地社協の負担とする。

(勤務の取扱い)

第9条 派遣された職員の勤務は、派遣をする県・市町村社協における勤務と同様の扱いとする。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項は、県社協と市町村社協が協議をして別に定めるものとする。

この協定は、平成17年6月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、県・市町村社協記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年6月22日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

会 長 関 正 夫

社会福祉法人 大洗町社会福祉協議会

会 長 小 谷 隆 亮

(12) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H19.10.26) 株式会社エコス (食糧等救援物資の提供、ボランティア活動への支援)

災害時における生活必需物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と株式会社エコス（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活必需物資の調達及び安定供給、物価等生活情報の収集・提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の調達を要請することができる。

(1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 町域外の災害救助のため、県文は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合

(3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、甲へ文書（様式第2号）をもって連絡する。

4 本件対応は乙の本部が行うが、平時の情報交換を含む連絡窓口は、乙の大洗店店長が担う。また、この協定のための大洗店への特別な在庫備蓄は行わないこととする。

(生活必需物資供給の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、原則として別表に掲げるものとする。

(生活必需物資の引渡し)

第4条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から生活必需物資の引渡しを受けるものとする。

2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、甲が乙に要請するものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものを行うことができる。

(生活必需物資の価格)

第5条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前時の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 前条の規定により、乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(代金の支払い)

第7条 甲は、引き取った物資の代金を乙からの請求書を受理した後、遅延なく払うものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲と乙は、災害時において生活必需物資価格の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、相互に生活情報の提供を必要に応じて行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定めをもって要請する。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年10月26日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
大洗町
大洗町長 小谷隆亮

乙 東京都昭島市中神町 1160 番地 1
株式会社エコス
総務部長 石塚隆正

(13) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H19.10.26) 株式会社セイブ
(食糧等救援物資の提供、ボランティア活動への支援)

災害時における生活必需物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と株式会社セイブ（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活必需物資の調達及び安定供給、物価等生活情報の収集・提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の調達を要請することができる。

(1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 町域外の災害救助のため、県又は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合

(3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、甲へ文書（様式第2号）をもって連絡する。

(生活必需物資供給の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、原則として別表に掲げるものとする。

(生活必需物資の引渡し)

第4条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から生活必需物資の引渡しを受けるものとする。

2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、甲が乙に要請するものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものが行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の価格)

第5条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前時の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 前条の規定により、乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、町民に対して生活必需物資を供給し、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲と乙は、災害時において生活必需物資価格の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、相互に生活情報の提供を必要に応じて行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年10月26日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
大洗町
大洗町長 小谷隆亮

乙 茨城県水戸市住吉町 284-1
株式会社セイブ
総務・経理担当部長 岡崎信博

(14) 災害時の情報交換に関する協定 (H23. 1. 25) 国土交通省関東地方整備局

(災害時における各種情報の交換)

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、大洗町長 小谷隆亮（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、大洗町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大洗町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 大洗町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

(情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行なうものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年1月25日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275
大 洗 町 長 小 谷 隆 亮

(15) 茨城県大洗町・岡山県鏡野町・鳥取県三朝町 防災応援協定 (H23.12.2)

1. 岡山県鏡野町
2. 鳥取県三朝町

(大規模災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)

茨城県大洗町・岡山県鏡野町・鳥取県三朝町 防災応援協定

茨城県大洗町と岡山県鏡野町と鳥取県三朝町（以下これらを「協定町」という）は、原子力関連施設を有する又は、隣接する町として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、協定町のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話又はその他の通信手段により要請、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の種類及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された町（以下「応援町」という）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については被災町の負担を原則とする。ただし、本協定の趣旨も踏まえ、費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し負傷し疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が行うものとする。
2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。
2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、各町長が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月2日

茨城県大洗町長 小 谷 隆 亮

岡山県鏡野町長 山 崎 親 男

鳥取県三朝町長 吉 田 秀 光

(16) 災害対策支援協力に関する覚書 (H24. 7. 25) 群馬県榛東村

(災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)

災害対策支援協力に関する覚書

茨城県大洗町と群馬県榛東村との地域間連携に関する協定第2条第2項の規定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し次のように定める。

(目的)

第1条 この覚書は、協定町村のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定町村（以下「被災町村」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町村の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 被災町村が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災町村が特に必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する被災町村は、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種等及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町村が負担するものとし、他の経費については原則として被災町村の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、経費負担

の具体的な取扱いは、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町村が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町村への往復途中に生じたものを除き、被災町村がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定町村は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町村と連絡が取れない場合で、協定町村が必要と認めたときは、被災町村の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町村の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町村は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町村が協議して定めるものとする。

平成 24 年 7 月 25 日

茨城県大洗町長 小谷 隆亮

群馬県榛東村長 阿久澤 成實

(17) 災害対策応援協力に関する覚書 (H24. 8. 10) 茨城県大子町

(災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)

災害対策応援協力に関する覚書

平成 24 年 8 月 10 日の茨城県大洗町と茨城県大子町との地域関連携に関する協定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し次のように定める。

(目的)

第 1 条 この覚書は、協定町のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災町が特に必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種等及び人員
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については原則として被災町の負担とする。ただし、本覚書の趣旨を踏まえ、経費負担の具

体的な取扱いは、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両協定町が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 応援町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この覚書に基づく応援の円滑化を図るため、両協定町とも防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、両協定町が協議して定めるものとする。

平成24年8月10日

茨城県大洗町長 小谷 隆亮

茨城県大子町長 益子 英明

(18) 災害対策支援協力に関する覚書 (H24.11.8) 栃木県那須町

(災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)

災害対策支援協力に関する覚書

茨城県大洗町と栃木県那須町との友好都市協定書に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し次のように定める。

(目的)

第1条 この覚書は、協定町のいずれかの地域において地震等の災害が発生し、被災した協定町(以下「被災町」という。)が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災町村が特に必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種等及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された町(以下「応援町」という。)は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については原則として被災町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、経費負担の具体的な取扱いは、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町村が協議して定めるも

のとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町村と連絡が取れない場合で、協定町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

平成24年11月8日

茨城県大洗町長 小谷 隆亮

栃木県那須町長 高久 勝

(19) 災害時等の相互応援に関する協定 (H25.1.30) 茨城県町村会

(茨城町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・河内町・八千代町・五霞町・境町・利根町)

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な連絡調整を茨城県町村会が行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の人員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる被災者の世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる児童・生徒の学年及び人数
- (6) 応援の場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、応援を受けた町村及び、応援を行った町村が協議をして定めるものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、町村が協議して別に定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、平成25年1月30日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書12通を作成し、各町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月30日

茨城町長 小林 宣 夫

大洗町長 小 谷 隆 亮

城里町長 阿久津 藤 男

東海村長 村 上 達 也

大子町長 益 子 英 明

美浦村長 中 島 栄

八千代町長 大久保 司

五霞町長 染 谷 森 雄

境 町 長 野 村 康 雄

利根町長 遠 山 務

(20) 災害対策支援協力に関する覚書 (H25.7.4) 秋田県にかほ市

(災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)

災害対策支援協力に関する覚書

茨城県大洗町と秋田県にかほ市との友好都市協定書に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し次のように定める。

(目的)

第1条 この覚書は、協定市町のいずれかの地域において地震等の災害が発生し、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 被災市町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災市町が特に必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する被災市町は、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種等及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援市町が負担するものとし、他の経費については原則として被災市町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、経費負担の具体的な取扱いは、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定市町が協議して定め

るものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、協定市町が必要と認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定市町は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

平成 25 年 7 月 4 日

茨城県大洗町長 小谷 隆亮

秋田県にかほ市長 横山 忠長

(21) 災害時における協力に関する協定書 (H25. 8. 20) 茨城県市町村職員共済組合保養施設 大洗鷗松亭

(屋内外における避難場所の提供、炊き出しを中心とした非常食の提供、浴場を開放しての入浴提供)

災害時における協力に関する協定書

大洗町(以下「甲」という。)と茨城県市町村職員共済組合保養施設 大洗鷗松亭(以下「乙」という。)とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大洗町内に地震その他の災害が発生した場合において、甲の要請に基づき、乙が第3条に定める協力をを行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

第3条 乙は、大洗町内に災害が発生し、甲の要請があった場合において、原則として災害発生の日から7日以内を上限とし、次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) 炊き出しを中心とした食糧の提供
- (4) その他乙が可能とする協力

2 前項の協力については乙の業務に支障を来さない範囲とする。

3 乙は、前条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 前条に規定する協力を行った場合における経費は、乙の負担とする。ただし、法令等に基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

(周知)

第5条 乙は、敷地内に「大洗町との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、甲は、本協定の内容について大洗町民に周知するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては生活環境課長、乙においては支配人とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
茨城県 大洗町
大洗町長 小谷 隆亮

乙 茨城県水戸市笠原町 978-26
茨城県市町村職員共済組合
理事長 小谷 隆亮

(22) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 有限会社こうじや
(生活必需物資の調達及び安定供給)

災害時における生活必需物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と有限会社 こうじや（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活必需物資の調達及び安定供給、提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の調達を要請することができる。

- (1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 町域外の災害救助のため、茨城県又は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合
- (3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

(生活必需物資供給の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 乙において製造可能な弁当各種
- (2) その他提供可能な食糧等

(生活必需物資の引渡し)

第4条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

- 2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、甲が乙に要請するものとする。
- 3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の価格)

第5条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 経費の負担については、乙が提供した生活必需物資の代価を甲が負担するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、町民に対して生活必需物資を供給し、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、これに協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲と乙は、災害時において生活必需物資価格の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、必要に応じて相互に生活情報の提供を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆 亮

乙 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3666-2
有限会社こうじや
代表取締役社長 鈴木 良 成

(23) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 株式会社麵のスナオシ

(生活必需物資の調達及び安定供給)

災害時における生活必需物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と株式会社 麵のスナオシ（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活必需物資の調達及び安定供給、提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の調達を要請することができる。

- (1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 町域外の災害救助のため、茨城県又は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合
- (3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

(生活必需物資供給の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 乙において製造可能な即席麺及び乾麺
- (2) その他提供可能な食糧等

(生活必需物資の引渡し)

第4条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、甲が乙に要請するものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の価格)

第5条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 経費の負担については、乙が提供した生活必需物資の代価を甲が負担するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、町民に対して生活必需物資を供給し、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、これに協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲と乙は、災害時において生活必需物資価格の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、必要に応じて相互に生活情報の提供を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆 亮

乙 茨城県水戸市小泉町615
株式会社 麺のスナオシ
代表取締役社長 砂 押 和 正

(24) 災害時における生活必需物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 大洗給食協業組合
(生活必需物資の調達及び安定供給)

災害時における生活必需物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と大洗給食協業組合（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活必需物資の調達及び安定供給、提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の調達を要請することができる。

- (1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 町域外の災害救助のため、茨城県又は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合
- (3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

(生活必需物資供給の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 乙において製造可能なパン各種
- (2) その他提供可能な食糧等

(生活必需物資の引渡し)

第4条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

- 2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、甲が乙に要請するものとする。
- 3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の価格)

第5条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 経費の負担については、乙が提供した生活必需物資の代価を甲が負担するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、町民に対して生活必需物資を供給し、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、これに協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲と乙は、災害時において生活必需物資価格の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、必要に応じて相互に生活情報の提供を行うものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆亮

乙 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町4097
大洗給食協業組合
理事長 小沼 秀道

(25) 災害時における救援物資の提供に関する協定書 (H25. 8. 20) 利根コカ・コーラボトリング株式会社

(災害における情報提供・災害対応型自動販売機内の無償提供)

災害時における救援物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲の管轄する行政区域内に、震度5弱以上の地震、または同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は次の各項の内容により協力するものとする。

2 乙は、その時点における甲の関連施設内に設置する乙所有の情報提供・災害対応型自動販売機内の在庫商品に限り無償提供するものとする。

3 乙は、甲が飲料水の提供を必要とする場合は、優先的に供給を行う。

(協力要請)

第3条 甲は、前条第2項及び第3項に定める飲料水等の提供を必要とする場合は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等の方法により要請できるとし、後日速やかに文書を交付することとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、協定の内容に従い可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じることとする。

(物資の価格)

第5条 第2条第3項の物資の取引価格は、甲と乙が協議のうえ、その都度決定する。

(経費の負担)

第6条 乙が提供した物資の代価及び運搬等の経費については、第2条第2項に従い無償提供した飲料代金を除き甲が負担するものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めるものの他、本協定の実施に関して必要な事項、その他本協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆 亮

乙 千葉県野田市中根310番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
水戸支店 支店長 宮崎 壮 太

(26) 災害時における燃料供給に関する協定書 (H25. 8. 20)

大洗常澄ガス協同組合

茨城県高压ガス保安協会水戸支部大洗ガス部会

(燃料等の調達及び安定供給、提供活動)

災害時における燃料供給に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と大洗常澄ガス協同組合（以下「乙」という。）及び茨城県高压ガス保安協会水戸支部大洗ガス部会（以下「丙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙及び丙が燃料等の調達及び安定供給、提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、燃料等を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し要請をすることができる。

- (1) 大洗町域に災害が発生、又は発生するおそれがある場合
- (2) 大洗町域外の災害救助のため、茨城県又は他市町村から燃料等の調達・斡旋を要請された場合
- (3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

(供給物資の範囲)

第3条 甲が乙及び丙に要請する燃料等の供給物資は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) ガスボンベ・ガスコンロ
- (2) その他提供可能な燃料等

(輸送)

第4条 甲の要請に基づき、乙及び丙が行う燃料の輸送については、甲は、これを緊急車両扱いとなるよう配慮するものとする。

(供給物資の価格)

第5条 供給物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 燃料供給に要した経費の負担については、甲がその代価を負担するものとする。

(情報の収集・提供)

第7条 甲と乙及び丙は、災害時において燃料等の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙及び丙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、必要に応じて相互に生活情報の提供を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆亮

乙 茨城県水戸市栗崎町1839番地1号
大洗常澄ガス協同組合
代表理事 木ノ本 修司

丙 茨城県水戸市栗崎町1839番地1号
茨城県高圧ガス保安協会水戸支部大洗ガス部会
部会長 高橋 勲

(27) 災害における一時避難所としての使用に関する協定書 (H25. 8. 20)

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター
(一時避難所としての受け入れ)

災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として大洗町民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるとともに町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(一時避難所の指定)

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力一時避難所として位置づけ、大洗町民に周知する。

(名称・所在地と使用範囲)

第3条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から一時避難所として大洗町民に使用させるものとする。ただし当該施設が被災したときはこの限りではない。

No.	名 称	所 在 地	使用範囲
1	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 大貫寮	茨城県東茨城郡 大洗町大貫町 781 番地	駐車場
2	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 山場平住宅	茨城県東茨城郡 大洗町大貫町 1044 番地	駐車場等

(一時避難所の開設)

第4条 甲は、次の場合、乙に対し第3条に定める使用施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

(1) 災害時において、周辺住民の避難に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

(一時避難所の閉鎖)

第5条 前条に基づき開設した一時避難所としての使用を閉鎖する場合、甲は乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）で通知するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては生活環境課長、乙においては労務課長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月20日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆 亮

乙 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002
独立行政法人 日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター
管 理 部 長 須 賀 伸 一

(28) 災害時における生活必要物資の提供に関する協定書 (H25. 9. 1) 生活協同組合パルシステム茨城

(生活必需物資の調達及び安定供給)

災害時における生活必需物資の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、大洗町域で地震等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活必需物資の調達及び安定供給、提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の調達を要請することができる。

- (1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 町域外の災害救助のため、茨城県又は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合
- (3) その他町長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

(生活必需物資供給の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、食料品類・日用雑貨品類で災害の状況により甲が生活必需物資を判断し要請するものとする。

2 乙は要請に応じて生活必需物資の調達を行うが、品目、数量等が揃わずとも調達できた物資を供給するものとする。

(生活必需物資の引渡し)

第4条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、甲が乙に要請するものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の価格)

第5条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 経費の負担については、乙が提供した生活必需物資の代価を甲が負担するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、町民に対して生活必需物資を供給し、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、これに協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲と乙は、災害時において生活必需物資価格の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、必要に応じて相互に生活情報の提供を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月1日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
茨城県大洗町
大洗町長 小谷 隆 亮

乙 茨城県東水戸市梅香2丁目1番39号
生活協同組合パルシステム茨城
代表理事理事長 小泉 智 恵 子

(29) 災害時の緊急救援輸送に関する協定書 (H25. 10. 7)

社団法人 茨城県トラック協会常陸那珂支部
(物資の輸送・搬送)

災害時の緊急救援輸送に関する協定書

茨城県大洗町(以下「甲」という。)と茨城県トラック協会常陸那珂支部(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の緊急救援輸送等(以下「救援輸送」という。)の協力について、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大洗町内において災害により町民生活に被害が及んだ場合又はその恐れがある場合、甲・乙協力して救援輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(要請及び要請事項)

第2条 甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、乙に対し救援輸送の協力を要請し、乙はこれを行うものとする。

2 前項の規定により甲が乙に救援輸送を要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 車両による物資の輸送、配送に関すること
- (2) 前号に関し必要な人員の派遣に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(要請手続)

第3条 前条の規定による救援活動の協力の要請は、次の各号に掲げる事項を記載した緊急救援輸送要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに緊急救援輸送要請書を提出することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要する理由
- (2) 人員、車両等
- (3) 場所
- (4) 活動内容の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要な事項

(組織、体制)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両等を確保するとともに、速やかに甲の救援輸送に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙は、甲の指示により救援輸送に従事するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が救援輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救援輸送に要した人件費
- (2) 救援輸送に要した車両等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、救援輸送に要した経費

2 前項の救援活動に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、救援輸送を実施したときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに救援輸送報告書(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) 従事した乙の名称
- (2) 救援輸送の内容
- (3) 従事した会員会社名及び従事した人員数
- (4) 従事した期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、担当者に変更が生じた際は、速やかに連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年10月7日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
茨城県 大洗町
大洗町長 小谷 隆 亮

乙 社団法人 茨城県トラック協会常陸那珂支部
支部長 横 須 賀 志 郎

(30) 災害対策支援協力に関する覚書 (H26. 2. 13) 栃木県上三川町

(災害発生時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援)

災害対策支援協力に関する覚書

茨城県大洗町と栃木県上三川町との友好都市協定書に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し次のように定める。

(目的)

第1条 この覚書は、協定町のいずれかの地域において地震等の災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が単独で十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災町村が特に必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する被災者は、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種等及び人員
- (4) 前号第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 前号第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については原則として被災町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、経費負担の具体的な取扱いは、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町村が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する保証は、応援町が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町村と連絡が取れない場合で、協定町が必要と認めたときは、被災町の被災状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

平成26年2月13日

茨城県大洗町長

小谷 隆亮

栃木県上三川町長

星野 光利

(31) 災害時の歯科医療救護についての協定(H26. 5. 15)

大洗町歯科医師会

一般社団法人東西歯科医師会

(災害発災時避難所等で症状判別、顎顔面傷病者応急処置、身元確認、避難所での口腔ケア)

31-1 災害時の歯科医療救護についての協定

大洗町(以下「甲」という。)と大洗町歯科医師会(以下「乙」という。)と東西茨城歯科医師会(以下「丙」という。)とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条(総則)

- 1) この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)、茨城県地域防災計画(以下「県防災計画」という。)及び大洗町地域防災計画(以下「町防災計画」という。)に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2) 乙及び丙は、大洗町内の災害時における歯科医療救護の中核機能が十分に発揮できるように努めるものとする。
- 3) 甲は、甲が行う歯科医療救護に関し、法、県防災計画、町防災計画及び本協定に基づき、乙及び丙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。
- 4) 乙及び丙は、前項の歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。
- 5) 甲は、避難所での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

第2条(歯科医療救護計画)

- 1) 乙及び丙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2) 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 歯科医療チームの編成計画及び活動計画
 - ア 歯科医療救護チーム
 - イ 口腔ケアチーム
 - ウ 個人識別(身元確認)チーム
 - (2) 乙及び丙と関係機関との通信連絡方法
 - (3) 指揮系統
 - (4) 医薬品、医療資機材等の備蓄
 - (5) 訓練計画
 - (6) その他必要な事項

第3条(歯科医療チームの派遣)

- 1) 甲は、法、県防災計画及び町防災計画に基づき、必要に応じて、乙及び丙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。
- 2) 乙及び丙は、前項の要請を受けた時は、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チームの要員に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。
- 3) 乙及び丙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、遅延なく甲に報告し、その承認を得るものとする。

第4条（他市町村への歯科医療チームの派遣）

- 1) 甲は、他市町村からの支援要請により、乙及び丙に対して茨城県歯科医師会を通じ、歯科医療チームの派遣を要請することができる。
- 2) 乙及び丙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず他市町村へ歯科医療チームを派遣したときは、遅延なく甲に報告するものとする。

第5条（歯科医療チームに対する指揮）

甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙及び丙が派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙及び丙の長を通じて行うものとする。

第6条（歯科医療救護チームの業務）

- 1) 乙及び丙が派遣する歯科医療救護チームは、避難場所、避難所、災害現場等に甲が設置する歯科医療救護所又は医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。
- 2) 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
 - (2) 顎顔面領域の傷病者に対する救急救命処置、応急処置及び必要な歯科医療の提供
 - (3) 傷病者の後方医療機関への転送の可否の判断及びその順位の決定
 - (4) その他状況に応じた処置

第7条（口腔ケアチームの業務）

- 1) 乙及び丙が派遣する口腔ケアチームは、甲が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。
- 2) 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
 - (2) 呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発、指導及び実施
 - (3) その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導お飛び実施

第8条（個人識別（身元確認）チームの業務）

- 1) 乙及び丙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。
- 2) 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 検視または検案に際しての法歯学上の協力
 - (2) 個人識別活動の記録及び報告
 - (3) その他必要な事項

第9条（歯科医療チームの機器整備等）

- 1) 乙及び丙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器等の整備に努めるものとする。
- 2) 乙及び丙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、口腔ケア用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。
- 3) 乙及び丙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、個人識別用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。
- 4) 乙及び丙は、個人識別（身元確認）チームが甚大な被害にも対応できるよう、茨城県警

察本部、水戸警察署、大学その他の関係機関との連携に努めるものとする。

第10条（歯科医療チームの輸送等）

甲は、乙及び丙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

第11条（医薬品等の提供）

乙及び丙が派遣する歯科医療チームが使用する医薬品、衛生材料等は、甲が提供するものとする。

第12条（医療費）

- 1) 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。
- 2) 医療機関に転送された場合における医療費は、患者が負担するものとする。

第13条（費用弁償）

- 1) 甲の要請に基づき、乙及び丙が歯科医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。
 - (1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費
 - (2) 歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費
 - (3) 歯科医療チームの要員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- 2) 前項に定める費用の額については、別に定める。

第14条（訓練）

乙及び丙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第15条（歯科医療ボランティアの調整）

乙及び丙は、必要に応じて、歯科医療ボランティア調整本部を設置し、甲との連携のもと、歯科医療ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

第16条（細目）

この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

第17条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ定める。

第18条（協定期間）

この協定は、締結の日から効力を生じ、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙又は丙から協定期間を更新しない旨の申し入れがない場合は、この協定は同一条件にて1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各1通づつを保有する。

平成 26 年 5 月 15 日

(甲) 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6 8 8 1 番地の 2 7 5

大洗町長 小 谷 隆 亮

(乙) 大洗町歯科医師会

会長 加 部 東 正 雄

(丙) 一般社団法人東西茨城歯科医師会

会長 仁 平 哲 夫

31-2 歯科医療救護活動実施細目

大洗町（以下「甲」という。）及び大洗町歯科医師会（以下「乙」という。）東西茨城歯科医師会（以下「丙」という。）は、平成26年5月15日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護についての協定」（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

第1条（要請）

歯科医療チームの派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、適格かつ迅速に行うものとする。

第2条（歯科医療救護組織）

- 1) 歯科医療救護組織は、歯科医療チーム（本部を含む。以下同じ。）及び後方医療機関とする。
- 2) 前項の歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、事務員その他の補助要員（以下「歯科医師等」という。以下同じ。）により構成する。
- 3) 第1項の後方医療機関における歯科医師等が実施する歯科医療救護活動が前項の歯科医療チームのものと同等であるときは、これを歯科医療チームのものとみなす。

第3条（歯科医療救護所設置の特例）

- 1) 甲は、必要と認めるときは、収容医療機関に歯科医療救護所を設置するものとする。この場合において、歯科医療救護所の運営にあたっては、当該収容医療機関との連携を密にするものとする。
- 2) 甲は、前項の収容医療機関に設置する歯科医療救護所のほか、必要と認める場合は、収容医療機関以外の医療機関に対し、歯科医療救護所の設置を要請するものとする。

第4条（派遣報告）

協定第3条第3項の報告は、派遣報告書（様式第1号）により行うものとする。

第5条（歯科医療救護チームの費用、扶助金の請求）

乙および丙は、協定第13条の費用弁償の請求をする場合には、請求書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、甲に請求するものとする。

- (1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費 歯科医療チーム名簿（様式第3号）
- (2) 歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費
医薬品等使用報告書（様式第4号）
- (3) 歯科医療チームの要員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
事故報告書（様式第5号）及び事故傷病者概要（様式第6号）

第6条（歯科医療救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第3条の規定に基づき歯科医療救護所が設置された医療機関が費用弁償の請求をする場合には、請求書（様式第7号）に医薬品等使用報告書（様式第8号）を添付して、甲に請求するものとする。

第7条（収容医療機関及び歯科医療救護所となった医療機関における施設及び設備の損傷に係

る実費弁償の請求)

収容医療機関及び歯科医療救護所となった医療機関は、施設及び設備の損傷が生じた場合において、当該損傷に係る実費弁償の請求をする場合には、物件損傷等報告書（様式第9号）を甲に提出するものとする。

第8条（費用弁償の支払い）

甲は、前3条に規定する費用弁償等について、請求書を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

この実施細目を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各1通づつを保有する。

平成26年5月15日

(甲) 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275

大洗町長 小 谷 隆 亮

(乙) 大洗町歯科医師会

会長 加 部 東 正 雄

(丙) 一般社団法人東西茨城歯科医師会

会長 仁 平 哲 夫

31-3 歯科医療救護に係る費用弁償についての覚書

大洗町（以下「甲」という。）と大洗町歯科医師会（以下「乙」という。）東西茨城歯科医師会（以下「丙」という。）との間において、平成26年5月15日に締結した「災害時の歯科医療救護についての協定」（以下「協定」という。）及び「歯科医療救護活動実施細目」（以下「実施細目」という。）で定める費用弁償について、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

第1条（歯科医療チームの費用弁償）

- 1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費は、次のとおりとする。
 - (1) 歯科医師 茨城県災害救助法施行細目（昭和36年茨城県規則第83号）の例による。
 - (2) 歯科衛生士 茨城県災害救助法施行細目の例による。
 - (3) 歯科技工士 茨城県災害救助法施行細目に規定する歯科衛生士に係る日当に準じた額とする。
 - (4) 補助職員 茨城県災害救助法施行細目に規定する歯科衛生士に係る日当の額に10分の6を乗じた額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2) 歯科医療チームの時間外勤務手当は、茨城県災害救助法施行細目の例による。
- 3) 歯科医療チームの出動に係る旅費は、大洗町職員の旅費に関する条例の例による。

第2条（医薬品等の実費弁償）

- 1) 歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費は、実費とする。
- 2) 実施細目第3条の規定により設置された歯科医療救護所において、歯科医療救護活動に使用した医薬品、衛生材料等の経費及び歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、実費とする。

第3条（扶助金）

協定第13条第1項第3号に規定する扶助金の額は、歯科医療チームの当該要員が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じ算出した額とする。

第4条（医事紛争の処理）

- 1) 乙及び丙は、歯科医療チームが転送した患者の診療について後方医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。
- 2) 甲は、前項の連絡を受けた時は、速やかに調査をし、甲乙丙協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

第5条（未収金の処理）

- 1) 乙及び丙は、後方医療機関において災害時の歯科医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにこれを取りまとめ、未収金報告書により、甲に通知するものとする。
- 2) 甲は、前項の通知を受けた時は、速やかに調査のうえ、支払い義務者に対し当該未収分の支払いを督促するものとする。
- 3) 甲は、前項の督促を行ったにもかかわらず、支払い義務者が支払い不能の状況にあると判断した場合は、後方医療機関の負担とならないよう責任をもって必要な措置を講ずるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各1通づつを保有する。

平成26年5月15日

(甲) 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275

大洗町長 小 谷 隆 亮

(乙) 大洗町歯科医師会

会長 加 部 東 正 雄

(丙) 一般社団法人東西茨城歯科医師会

会長 仁 平 哲 夫

3. 災害救助法の適用

(1) 茨城県災害救助法施行細則

茨城県災害救助法施行細則

(昭和36年8月5日茨城県規則第83号)

最終改正：平成21年6月25日規則第68号

第1条 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の実施を決定したときは、市町村別の適用地域を告示するものとする。

第2条 救助に関する組織は、別に定める。

第3条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定める基準(以下「救助基準」という。)による。ただし、知事は、この救助基準により難い特別の事情があるときは、その都度、必要に応じて市町村長の意見を聞き、厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、特別基準の設定に関し必要な事項は別に定める。

第4条 災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運郵省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げる通りとする。

(1) 公用令書 様式第1号の1から様式第1号の4まで

(2) 公用変更令書 様式第2号

(3) 公用取消令書 様式第3号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第4号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用変更令書又は同項第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録するものとする。

第5条 当該吏員が規則第2条の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受け、同条第3項の規定により受領調書(様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第6条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第7条 規則第4条の規定による公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 様式第7号

(2) 公用取消令書 様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第9号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録してこれをまっ消するものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、

警察官又はその他適当な官公吏の証明書

第8条 規則第4条第2項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

第9条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2による。

第10条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第10号による。

第11条 法第27条第4項の規定する当該吏員の身分を示す証票は、様式第11号による。

第12条 令第14条第2項第2号の規定により知事が定める額は、法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者については、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額とする。

第13条 令第14条第2項第3号の規定により知事が定める額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額とする。

第14条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号の区分による当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他の収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

2 救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、規則第6条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

付 則(平成21年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条)

令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

ウ 「避難所」設置のため支出する費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(基本額)

避難所設置費

1人1日当たり 300円(加算額)

冬季(10月から3月まで)については別に定める額を加算する。

エ 「避難所」の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するものとする。

イ 「応急仮設住宅」の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,404,000円以内とする。

ウ 「応急仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イの規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を「応急仮設住宅」として設置することができる。

オ 「応急仮設住宅」の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

カ 「応急仮設住宅」の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

キ 「応急仮設住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項に規定する期限までとする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 「炊出しその他による食品の給与」は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

イ 「炊出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊出しその他による食品の給与」を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 「炊出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給することができるものとする。

(2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出する費用は、季別(災害発生の日をもって決定する。)及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる金額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～ 9月	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
冬季	10月～ 3月	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～ 9月	円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700	円 2,400
冬季	10月～ 3月	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300

(4) 「被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」及び「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、「医療」(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 「医療」のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

(1) 「災害にかかった者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 「災害にかかった者の救出」のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「災害にかかった者の救出」を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 「住宅の応急修理」は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 1件当たり 30,000円以内
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

- (1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものとする。
 - (2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
 - (3) 「学用品の給与」のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒
「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
 - 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具及び通学用品費
- | | | |
|--------|-------|--------|
| 小学校児童 | 1人当たり | 4,100円 |
| 中学校生徒 | 1人当たり | 4,400円 |
| 高等学校等生 | 1人当たり | 4,800円 |
- (4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

- (1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。
 - ア 棺(付属品を含む。)
 - イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 「埋葬」のため支出する費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。
- (4) 「埋葬」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の捜索

- (1) 「死体の捜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うとする。
- (2) 「死体の捜索」のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 「死体の捜索」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- (2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 「死体の処理」のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

12 障害物の除去

- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 「障害物の除去」のため支出する費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。
- (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救助用物資の整理配分

- (2) 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2(第9条)令第11条の規定による実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,700円以内
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1人1日当たり	17,100円以内
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師	1人1日当たり	16,900円以内
エ 救急救命士	1人1日当たり	17,100円以内
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,600円以内
カ 大工	1人1日当たり	17,800円以内
キ 左官	1人1日当たり	17,900円以内
ク とび職	1人1日当たり	16,800円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前記(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに前記(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める額以内とする。

2 令第10条第5号から第10号までに規定する事業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

(2) 城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

1/4

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上限を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全廃、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,404,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもつて決定とする。	災害発生日から10日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		2 下記金額の範囲内									
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	
		全壊 全焼 流失			夏季	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
					冬季	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
半壊 半焼 床上 浸水	夏季	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400				
	冬季	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300				
医療	医療の途を失った者 （急急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生日から14日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上							
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上							
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から 1 月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から （教科書）1 月以内、 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 199,000 円 小人（12 歳未満） 159,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒、縫合等） 1 体当たり 3,300 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 （検索） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することができない者	一世帯当たり 137,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4条までに規定する者	1人1日当たり 医師及び歯科医師 20,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 17,100円以内 保健師、助産師、看護師および 準看護師 16,900円以内 救急救命士 17,100円以内 土木技術者及び建築技術者 17,600円以内 大工 17,800円以内 左官 17,900円以内 とび職 16,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(3) 茨城県り災救助基金管理規則

〔 昭和 46 年 6 月 15 日 〕
〔 茨城県規則第 39 号 〕

茨城県り災救助基金管理規則（昭和 37 年茨城県規則第 88 号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第 1 条 この規則は、茨城県基金設置条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号。以下「条例」という。）

第 7 条の規定に基づき条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（救助の対象）

第 2 条 条例第 5 条の規定により、知事がり災救助基金の全部又は一部を処分し、その財源で行う応急的な救助は、その区域内の人口に応じてそれぞれ次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失した災害が発生した市町村（以下「災害地の市町村」という。）に対して行うものとする。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	5 世帯
5,000 人以上 5 万人未満	7 世帯
5 万人以上	10 世帯

2 前項に規定する住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 5 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した、一の世帯とみなす。

（救助の額）

第 3 条 知事は、災害地の市町村が次の救助をしたときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で現に救助に要した額を補助するものとする。

(1) 被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）

茨城県災害救助法施行細則（昭和 36 年茨城県規則第 83 号。以下「細則」という。）
別表第 1 第 3 項第 3 号ウ及びイの表に定める額

(2) 小災害による死亡者の埋葬

細則別表第 1 第 9 項第 3 号に定める額

（補助金交付申請）

第 4 条 災害地の市町村長は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、前条の救助が完了した日から 1 ヶ月以内に小災害救助補助金交付申請書（様式第 1 号）を市にあっては直接に、町村にあっては当該区域を管轄する福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

（交付決定通知）

第 5 条 知事は、前条の申請書が提出されたときは、すみやかに補助額を決定し小災害救助補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該市町村長に通知するものとする。

付 則

この規則は、昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 57 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

小災害救助補助金交付申請書

茨城県知事殿	年 月 日 市 町長 村
小災害発生日	
災害救助完了年月日	
補助金交付申請額	
添付書類	小災害救助状況調査 別紙1 支出調査書 別紙2

別紙2

支 出 調 査		
科 目	支 出 決 済	備 考
款 項 目 節		

上記のとおり支出したことを証明する。

年 月 日

市
町長
村

番 号
年 月 日

市
町長殿
村

茨城県知事

小災害救助補助金交付金決定通知書

年 月 日 で申請のあった小災害補助金については、茨城県り災救助基金管理規則第5条の規程により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 交付決定額 円
 2 交付決定額内訳
 (1) 生活必需品の給付関係 円

	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		何人世帯		計	
	全壊	半壊	全壊	半壊										
世帯数														
給付額														
限度額														
計														

- 注 1 給付額とは、市町村が給付した生活必需品の購入額の総計である。
 2 限度額とは、世帯人数ごとに定められた補助限度額である。

(2) 死亡者の埋葬関係

	死亡者数	埋葬料	限度額	計
大人	体	円	円	円
小人	体	円	円	円
計				円

- 注 1 埋葬料とは、市町村が死亡者1人あたりの埋葬のため必要とした総額である。
 2 限度額とは、大人、小人別に定められた補助限度額である。

(4) 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県土木部都市局建築指導課

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この茨城県震災建築物応急危険度判定要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

(2) 応急危険度判定士

前号の判定義務に従事するものとして知事が定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は判定士と判定コーディネーターの両方を意味する。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

(4) 判定実施班

危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は市町村の災害対策本部の下に組織される危険度判定を実施するための部署をいう。

(5) 判定支援班

危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

第3 判定の実施

1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。

2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

第4 判定実施の決定

1 判定の実施を決定するのは被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。

2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。

3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度5弱」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状によって設定することとする。

- 4 各市町村は、予め判定の所管部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。
- 5 判定の所管部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。
- 6 被災市町村の災害対策本部長は、判定の所管部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。
- 7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

第5 判定実施班の設置

- 1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部のもとに判定実施班を設置する。
- 2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、判定拠点という）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。
- 3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。
- 4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問い合わせ窓口等とする。

第6 判定実施に関わる県と市町村との連携等

- 1 被災市町村の判定実施班の長は、判定実施班及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市整備局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。
- 2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

第7 判定対象区域、対象建築物等の決定基準

- 1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定対象とする区域を決定する。
- 2 判定実施班は、判定対象区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断できる場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。
- 3 判定対象区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。
- 4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。
- 5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

- 1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。
- 2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。
- 3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。
- 4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。
- 5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第3号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第3号）も合わせて行うこととする。

- 6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、県災害対策本部の土木部に設置された判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。
- 7 判定実施班の長は判定支援班長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡する。
- 8 判定支援班長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

第9 他の都道府県等に対する支援要請

- 1 被災時に判定実施班より支援要請を受けた判定支援班は、県において育成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事県）に対して支援を要請（様式第5号）する。
- 2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。
- 3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定資機材のリストを受け取る。
- 4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

第10 判定の方法

- 1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。
- 2 各グループ長・副グループ長は各グループの判定士に対して判定資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。
- 3 各判定士は判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。
- 4 判定士は判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。
- 5 判定は2人1組にて行う。
- 6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。
- 7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

第11 判定結果の表示

- 1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）を貼ることとする。
- 2 判定士は判定ステッカー上に・判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。
- 3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

- 1 1次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。
- 2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。
- 3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

第13 判定士等の養成、登録

- 1 県は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る）を対象に、応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 建築基準法施行規則第4条の20項第1項に規定する特殊建築物等調査資格者（同項第3号に掲げる者を除く）
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、茨城県知事が適当と認めた者
- 2 県は、前項で規定する講習会を受講した者のうち、認定を希望する者を対象に、判定士として認定を行い、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として応急危険度判定士台帳に登録を行う。
- 3 県は、判定を円滑に実施するため、県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。
- 4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

第14 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 判定用資機材については、被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。
- 2 判定実施班は、判定用資機材の保管場所の被災、もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し、自力にて調達可能な資機材リストを作成する。
- 3 判定実施班は、判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は、不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。
- 4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は、県の備蓄リスト、及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。
- 5 判定支援班は、県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により、他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は、他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。
- 6 県は県内の市町村と協力して、判定活動に必要となる判定用資材の備蓄を行うこととする。なお、備蓄すべき判定用資機材の詳細については、別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。

第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては、大規模災害発生時、県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること、また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して、相互の支援体制を確立しておく。

第16 建築関係団体等の協力

（一社）茨城県建築士会、（一社）茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

第17 判定活動における補償

県は市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 6 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日より適用する。

判定用資機材一覧表

区分	判定用資機材	準備者			備考
		判定実施班	判定支援者	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル（判定士手帳）		○		
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット		○		
	判定街区マップ	○			県・市町村にて分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具（ビニール合羽）※			○	
	防寒具（ジャンパー，ミニカイロ）※			○	
	水筒※			○	
	マスク※			○	
B	バインダー（台紙）	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー（打診器）			○	
	双眼鏡		○		
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス（方位磁石）			○	

注) ★印は、全国的に様式統一を図るもの。

区分A：応急危険度判定時に最低必要なもの

区分B：判定時にあって方がよいもの

区分C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

(様式第1号)

判定の実施決定に関する連絡書

発信日時	平成○年○月○日 ○時○分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">○○○災害対策本部長</p> <p>○○○では、平成○年○月○日(○)○時○分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、平成○年○月○日 ○時○分、○○○において、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、判定実施班及び判定拠点を設置については、追って連絡します。</p>	
被害情報 ① 公共施設の状況 _____ ② 建築物の倒壊の状況 _____ ③ 火災の状況 _____ ④ その他被害の状況 _____	
連絡事項	
連絡先	

(様式第2号)

判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

発信日時	平成○年○月○日 ○時○分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">○○○災害対策本部長</p> <p>○○○では、平成○年○月○日(○)○時○分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に下記のとおり判定実施班及び判定拠点を設置し、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、応急危険度判定士の派遣について、追って要請を行う予定です。</p>	
被害情報 ① 公共施設の状況 _____ ② 建築物の倒壊の状況 _____ ③ 火災の状況 _____ ④ その他被害の状況 _____	
判定実施班の設置 設置時刻 _____時 _____分 設置場所 _____	
判定拠点の設置 設置場所 _____	
連絡先	

(様式第3号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>	
判定士派遣要請期間	_____月 _____日から _____日間 (これ以降は改めて要請することとします。)
要請判定士人数	_____人/日(延べ _____人)
要請判定コーディネーター人数	_____人/日(延べ _____人)
連絡先	

(様式第4号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分			
茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿				
〇〇〇災害対策本部 判定実施班長				
〇〇〇では、平成〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。				
判定士派遣要請期間	____月 ____日から ____日間 (これ以降は改めて要請することとします。)			
要請判定士	____人/日 (延べ ____人)			
要請判定コーディネーター	____人/日 (延べ ____人)			
判定調査表	木 枚	造 R 枚	C S 枚	造 調 査 済
ステッカー	危 枚	険 要 枚	注 意	調 査 済
昼食準備	派遣側	____人/日 (延べ ____人)		
	依頼側	____人/日 (延べ ____人)		
宿泊手配	派遣側	____人/日 (延べ ____人)		
	依頼側	____人/日 (延べ ____人)		
参集日時	____月 ____日 ____時			
参集場所				
移動手段				
移動ルート				
連絡先				

(様式第5号)

応急危険度判定支援 要請・回答書 第〇次 (第〇報)

(要請書)					(回答書)				
発信日時：		記入者：(会員名・氏名)			発信日時：		記入者：(会員名・氏名)		
要請先：					回答先： 茨城県				
<p>応急危険度判定支援要請の連絡です。</p> <p>茨城県〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、〇〇〇災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。</p> <p>つきましては、以下の支援をお願いします。</p>					<p>応急危険度判定支援回答の連絡です。</p> <p>_____から</p> <p>_____に以下の支援が可能です。</p>				
(日付) 第〇次 (〇月〇日～〇月〇日)					(日付) 第〇次 (〇月〇日～〇月〇日)				
要請判定士		人(延べ 人)			要請判定士		人(延べ 人)		
宿泊 手配	派遣側	人(延べ 人)			宿泊 手配	派遣側	人(延べ 人)		
	依頼側	人(延べ 人)				依頼側	人(延べ 人)		
昼食 準備	派遣側	人(延べ 人)			昼食 準備	派遣側	人(延べ 人)		
	依頼側	人(延べ 人)				依頼側	人(延べ 人)		
判定調査表	木造 百枚	RC 百枚	S造 百枚	判定調査表	木造 百枚	RC 百枚	S造 百枚		
ステッカー	危険 百枚	要注意 百枚	調査済 百枚	ステッカー	危険 百枚	要注意 百枚	調査済 百枚		
参集	①	場所			①	派遣人数	この参集場所に 人派遣可能です。		
		時間	TEL				(延べ 人)		
	②	場所			②	派遣人数	この参集場所に 人派遣可能です。		
		時間	TEL				(延べ 人)		
	③	場所			③	派遣人数	この参集場所に 人派遣可能です。		
		時間	TEL				(延べ 人)		
備考：					備考：				
移動手段									
移動ル-ト									
備考：									

※ メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ず付けること。

判定用資機材一覧表

判定用資機材（備蓄用）	備蓄先	
	県（判定支援班）	市町村（判定実施班）
腕章	○	
判定調査表	△	○
判定ステッカー	△	○
ヘルメット用シール	△	○
判定街区マップ		○
下げ降り	○	
クラックスケール	○	
ガムテープ		○

※△：従として備蓄する。

4. 各種様式

(1) 様式1 連絡窓口届出書 様式1

連絡窓口届出書

連絡体制		昼間	夜間・休日
① 連絡担当課			
② 連絡担当者職・氏名	正		
	副		
③ 連絡電話番号			
④ 防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX番号		
⑤ 電話FAX番号			
⑥ その他連絡に必要な事項			

- 備考 1 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。
2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

(2) 様式2 ボランティア登録様式

様式2

受付月日	住 所	(フリガナ) 氏 名	年 齢	職 業	電話番号	身内の住所・氏名と 電 話 番 号 本 人 と の 続 柄	本 人 希 望 の ボランティアク活動	活動期間 (日程)	備 考

※ 備考の欄に作業内容等記入

(3) 様式3 災害概況即報

様式3

災 害 概 況 即 報

報告者名 班 (氏名)

災害名 _____ (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月	日	時	分
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	行方不明者	人	住家	全壊	棟	床上浸水	
		負傷者	人	計 人			半壊	棟		
									一部破損	棟
	道路	箇所		河川	箇所	非住家 ()内は 公共建物	全壊	棟	床上浸水 ()棟	
	崖崩れ	箇所		橋梁	箇所		半壊	棟	床下浸水 ()棟	
応 急 対 策 の 状 況										

(4) 様式4 リ災者台帳

様式4

番号 _____										
り 災 者 台 帳										
調査責任者氏名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)										
世帯主 氏名				住 所				避難先		
被害の 程度	全壊・全焼・流出・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水・一部破損・土砂流入有無									
住家の 状況	自家・借家(間)	面積 (_____) m ²			住家・非住家 (_____) 棟					
家 族 の 状 況	氏 名	性別	年令	職 業 (含む学校・学年)	死亡	行方 不明	重傷	軽傷	備 考	
		計 (_____) 人								
課税の 状況	非課税・均等割・所得割			世帯 類型	被保護・身障・老人・母子・要保護・その他・救助対象外					
必要な 救 助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・ 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金・災害障害見舞金・資金(災 害援護・世帯更生)									

(裏 面)

月 日	記 事

記入上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、家族の状況及び小・中学校の児童生徒の有無についてはもれなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は下記によること。
 - (1)「全壊、全焼、流出」とは、延床面積の70パーセント以上が焼失、損壊、流出したもの、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達したものをいう。
「半焼、半壊」とは、延床面積の20パーセント以上70パーセント未満が焼失、損壊したもの又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。ただし、修理しても住宅として使用不能のものは全焼、全壊、流失に含めること。
 - (2)「床上浸水」とは住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できなかったものをいう。
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は、該当欄に○印を付すこと。
- 4 重・軽傷の区分は下記による。
 - (1) 重傷とは1ヵ月以上の治療を要する見込みのものをいう。
 - (2) 軽傷とは1ヵ月未満で治療できる見込みのものをいう。
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を作成のこと。
- 6 裏面には、救助の実施状況等について記入すること。

(5) 様式5 人・家屋被害状況

様式5

人・家屋被害状況

年 月 日 時現在

項目	区分	単位	被害数	主な地域名	備考
人	死者	人			
	行方不明	〃			
	重傷	〃			
	軽傷	〃			
	計	〃			
住家	全壊	棟(戸)			
	半壊	〃			
	流失	〃			
	床上浸水	〃			
	床下浸水	〃			
	一部破損	〃			
	計	〃			
非住家	全壊	〃			
	半壊	〃			
	計	〃			

(6) 様式6 土木関係被害状況報告書

様式6

土木関係被害状況報告書

年 月 日 時 現在

災害の時期		年 月 日		災害の種類			
		町所属	県所属	国所属	その他の所属	計	
道 路	決 壊	ヶ所数					
		延 長	m				
	破 損	ヶ所数					
		延 長	m				
堤 防	決 壊	ヶ所数					
		延 長	m				
	破 損	ヶ所数					
		延 長	m				
防 波 堤	決 壊	ヶ所数					
		延 長	m				
	破 損	ヶ所数					
		延 長	m				
鉄道不通	ヶ所数						
	延 長	m					
橋梁流出ヶ所数							
閘門破損							
がけ崩れ	ヶ所数						
地すべり	ヶ所数						
土石流	ヶ所数						

(7) 様式7 はん濫河川被害報告

様式7

は ん 濫 河 川 被 害 報 告

年 月 日 時現在

調査項目	河川名		
	事 項		
浸水区域	位 置		
	図 示 番 号		
	浸水の直接原因		
	浸水面積	流 失	
		埋 没	
		計	

(8) 様式 8 上下水道施設の被害状況

様式 8

上下水道施設の被害状況

地 区 名	現 在 給水人口	影響世帯数	影響人口	断減水状況	年 月 日 時 現在		
					原 因	応急対策	備 考

(9) 様式9 教育施設被害状況

様式9

教育施設被害状況

年 月 日 時現在

調査項目	事項	数量 (棟)	被害額推定 (千円)	備考
保育所	全壊(焼)			
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			
幼稚園	全壊(焼)			
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			
小学校	全壊(焼)			
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			
中学校	全壊(焼)			
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			

(11) 様式 11 社会福祉施設の被害状況報告書

様式 11

社会福祉施設の被害状況報告書

年 月 日 時現在 (単位：千円)

施設名	公 立		私 立		計		備 考
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	

(12) 様式 12 農地及び農業用施設被害状況報告書

様式 12

農地及び農業用施設被害状況報告書

被害速報（第 報）

年 月 日 時現在

災害発生日 年 月 日

(1) 農地

工種	箇所数	災害面積	発生場所	被害内容	金額（千円）
田					
田（畦畔）					
畑					

(2) 農業用施設

工種	箇所数	災害面積	発生場所	被害内容	金額（千円）
ため池					
頭首工					
水路					
揚水機					
堤防					
道路					
橋梁					
農地保全					

(注) 該当する工種に○を付けて、記入してください。

第1報は、工種、面積、場所、被害内容など記入できるものを記入してください。

(13) 様式 13 農作物被害

様式 13

農作物被害

災害の種類 _____ 調査年月日 年 月 日 時現在

作物名	作付面積	被害程度別面積						計	収穫皆無換算面積	被害減収量	単価	被害金額	
		30%以下	30～50	50～70	70～90	90～100							
主要食糧作物	水稲												
	陸稲												
	麦類	6条大麦											
		2条大麦											
		小麦											
		裸麦											
	計												
	なたね												
	豆類												
	甘しょ												
	馬鈴薯												
	雑穀												
小計													
肥料作物													
小計													
飼料作物													
小計													
園芸作物	野菜												
	小計												
	果樹												

	小計												
園芸作物計													
工芸作物													
工芸作物計													
その他													
その他の計													
合計													

- 1 米麦類の10aあたりの収穫量は農業共済組合が定める基準収穫量とすること。
その他の作物は過去5カ年の最高最低を除いた3カ年の平均収穫量とすること。
- 2 価格単価は米麦類にあつては政府買入価格とし、その他の作物は被害時価格とすること。

(14) 様式 14 家畜、畜産物等被害

様式 14

家 畜、畜 産 物 等 被 害

調査年月日 _____

(1) 家畜の被害

	死亡・流出		疾病・傷害		流出・埋没		全 壊		半 壊		被 害 合計額
	頭数	被害額	頭数	被害額	棟数	被害額	棟数	被害額	棟数	被害額	
乳 牛											
肉 用 牛											
馬											
めん(山)羊											
豚											
にわとり											
畜 舎											
計											

(2) 畜産物の被害

畜産物名	被害件数	被害額	内訳 (算出の基礎)
	円	千円	

(15) 様式 15 水産関係被害状況報告書

様式 15

水産関係被害状況報告書

年 月 日 時現在

災害の種類		災害の時期	年 月 日
-------	--	-------	-------

ア 漁船

所属 漁協組	区分		被害程度					乗務員			摘 要
			沈没	破損	座礁	行方不明	計	死者	行方不明	負傷者	
	動 力 船	10t 以上									
		10t 未満									
	無動力船										
	計										

イ 製品類被害

(千円)

所属加工組合	製品の種類	被害者数	被害見込		被害程度	備 考
			数 量	金 額		

ウ 漁具等の被害

所属漁協組合	漁具類などの種類	被害漁業者数	規模	被害程度					
				区分件数	滅失	大破	中破	小破	計
計				損害見込額					

エ 水産物等

(千円)

養殖物又は増殖物の区分	所属漁協又は被害場所	種別	損害見込		備考
			数	金額	

オ 漁港施設

(千円)

漁港名等	事業主体	被害施設	損害見込額	備考
計				

カ その他関連施設等

(千円)

漁港名等	事業主体	被害施設	損害見込額	備考
計				

(注) 事業主体欄には公共団体若しくは水産協同組合名を記入すること。

(16) 様式 16 商工業被害状況報告書

様式 16

商 工 業 被 害 状 況 報 告 書

年 月 日 時現在

項目 業種	被害企業数	被害内訳	営業用不動産損害(1)	営業用不動産損害(2)
商 業	件	浸 水 件	万円	万円
		半 壊 //		
		全 壊 //		
		流 出 //		
		その他 //		
工 業	件	浸 水 件		
		半 壊 //		
		全 壊 //		
		流 出 //		
		その他 //		
そ の 他	件	浸 水 件		
		半 壊 //		
		全 壊 //		
		流 出 //		
		その他 //		
計	件	浸 水 件		
		半 壊 //		
		全 壊 //		
		流 出 //		
		その他 //		

※ 営業用不動産損害(1)：商品，半製品，製品，原材料
 営業用不動産損害(2)：店舗，工場，設備

(17) 様式 17 災害応急対策従事者名簿

様式 17

災 害 応 急 対 策 従 事 者 名 簿

課・室・局	職	氏 名	勤務月日	部		勤務内容	備 考
				時	分		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		
			月 日	時	分から		
			月 日	時	分まで		

(18) 様式 18 災害通報受信記録票

様式 18

災 害 通 報 受 信 記 録 票

災 害 通 報 受 信 記 録 票				NO.
災 害 名				
発 生 日 時	年	月	日	午 前 時 分 頃
受 報 年 月 日 時 刻	年	月	日	午 前 時 分 頃
氏 名				ゼンリンの地図
				区 分 図番号
通 報 者 住 所	磯浜	成田	五反田	座 標
	大貫	東光台	桜道	
	神山	和銅	磯道	横軸 (A~J)
電 話 番 号				
発 生 場 所	磯浜	成田	五反田	(町 区)
	大貫	東光台	桜道	
	神山	和銅	磯道	
受 報 者 氏 名	(班)			
被 害 状 況 (通報概要)				
当面指示した内容				

ゼンリンの地図
貼り付け欄

写真貼り付け欄

写真貼り付け欄

(19) 様式 19 災害概況即報

様式 19

災 害 概 況 即 報

消防庁受信者氏名 _____ 災害名 _____ (第 _____ 報)	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	都 道 府 県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報 告 者 名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全棟 棟	一部破損 棟		
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

(20) 様式 20 被害状況即報

様式 20

被害状況即報

都道府県			区分		被害					
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha					
				冠水	ha					
報告者名			畑	流失・埋没	ha					
				冠水	ha					
			文教施設	箇所						
				病院	箇所					
区分			道路	箇所						
被害				箇所						
人的被害	死者	人	橋りょう	箇所						
	行方不明者	人		河川	箇所					
	負傷者	重傷		人	港湾	箇所				
		軽傷		人	砂防	箇所				
住家被害	全壊	棟	の	清掃施設	箇所					
		世帯		崖くずれ	箇所					
		人		鉄道不通	箇所					
	半壊	棟		被害船舶	隻					
		世帯		水道	戸					
		人		電話	回線					
	一部破損	棟		他	電気	戸				
		世帯			ガス	戸				
		人			ブロック塀等	箇所				
	床上浸水	棟			り	災世帯数	世帯			
		世帯					り	災者数	人	
		人							火災発生	建物
床下浸水	棟	危険物	件							
	世帯		その他		件					
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村				
公 共 文 教 施 設	千円								
農 林 水 産 業 施 設	千円								
公 共 土 木 施 設	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村教		団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名 助 計					
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防，水防，救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請，応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請，出動状況								

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

(21) 様式 21 被害状況報告表

様式 21

保健福祉部 福祉指導課扱		発生 被害状況報告表 中間 決定		様式	
年 月 日		時現在		市 町 村	
① 災害発生の日時					
② 災害発生の場所					
③ 災害発生の原因					
④ 被災の状況					
区 分		棟	世 帯	人	備 考
ア	人的 被害	死 者	/	/	
イ		行方不明者	/	/	
ウ		負 重 傷	/	/	
エ		負 軽 傷	/	/	
オ	住家 被害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼			
キ		一部破損			
ク		床上浸水			
ケ		床下浸水			
⑤ 救助の措置					
救助の種類					
区分					
ア すでに措置したもの					
イ 今後措置を要するもの					
⑥ その他の・特記事項					
年 月 日 時報告					
茨城県保健福祉部長殿 (県民センター県民福祉課経由) (福祉相談センター地域福祉課経由) (報告者) 大洗町災害対策本部長 報告書作成者 職 氏 名					
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

(22) 様式 22 自衛隊の災害派遣要請（依頼）

様式 22

文 書 番 号
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

大洗町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 市 町
県 郡 村
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

(23) 様式 23 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

様式 23

文 書 番 号
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

大洗町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

(24) 様式 24 応援要請書

様式 24

文 書 番 号

年 月 日

応援市町村長 殿

大洗町長



応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により応援を次のとおり要請します。

記

以上

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	

<p>⑤ 要請する生活必需物資， 資器材，車両，人員， 一時収容施設等の種別 ・数量</p>	
<p>⑥ 応援の主な活動</p>	
<p>⑦ 応援の到着希望日時</p>	
<p>⑧ 応援の実施場所</p>	
<p>⑨ 使用する無線局</p>	
<p>⑩ その他必要な事項</p>	

(25) 様式 25 応援活動結果報告書

様式 25

応 援 活 動 結 果 報 告 書

市町村名

災 害 種 別		災 害 発 生 場 所		市町村名		
災 害 の 発 生 日 時		年 月 日 時 分頃		応 援 要 請 受 信 時 分		
				月 日 時 分受信		
				発 信 者		
				覚 知 方 法		
応 援 活 動 の 概 要						
応 援 出 動 状 況	応 援 機 関		人 員	車 両	そ の 他	特 記 事 項
資 器 材 等 使 用 状 況					応 援 出 動 に 起 因 す る 事 故	派 遣 人 員 の 負 傷
						資 器 材 の 損 傷

(26) 様式 26 応援に要した経費の請求について
 様式 26

文 書 番 号

年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村長名



応援に要した経費の請求について

このことについて、 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第5条及び同実施細目第6条に基づき、下記の通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請 求 金 額		金 _____ 円	
請 求 金 額 の 内 訳	経費の区分	請求金額	摘 要

(27) 様式 27 防災ヘリコプター緊急運航要請書

様式 27

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分現在
1 要請機関名	TEL 発信者
2 災害内容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防衛 (5) その他
3 活動内容	調査, 広報, 撮影, 傷病者搬送, 空中消火, 救急, 救助, 輸送(品名数量) その他
4 発生現場及び発生 時間	市町村 地内 (目標) (離着陸場所) 年 月 日 () 午前・午後 時 分
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報・特別警戒
6 現場指揮者	所属・職氏名
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波, 県波) 現場指揮本部(車) 呼出名称(コールサイン)
8 要請を必要とする 理由	※災害の状況, 要請する活動の内容, 受入体制を記述すること。(救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記述のこと)
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと。

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-857-8511

FAX 029-857-8501

防災FAX 8-620-300

(午後5時15分~翌朝8時30分まで要請)

防災・危機管理局消防安全課 029-301-2879

FAX 029-301-2898

防災FAX 9-600-8300

受信者

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の氏名				関係者の氏名	
	医療機関への搬送方法	救急車手配				医療機関の手配	
	受入医療機関	所在地名 称				連絡先	☎
	搬送先消防本部の担当者職氏名		消防本部 課				
10 必要資機材							
11 他航空機への要請		(有・無) 機関名	要請機数				
12 その他必要事項							

※ 以下の項目は防災航空機隊で、出勤の可否を決定後、連絡します。

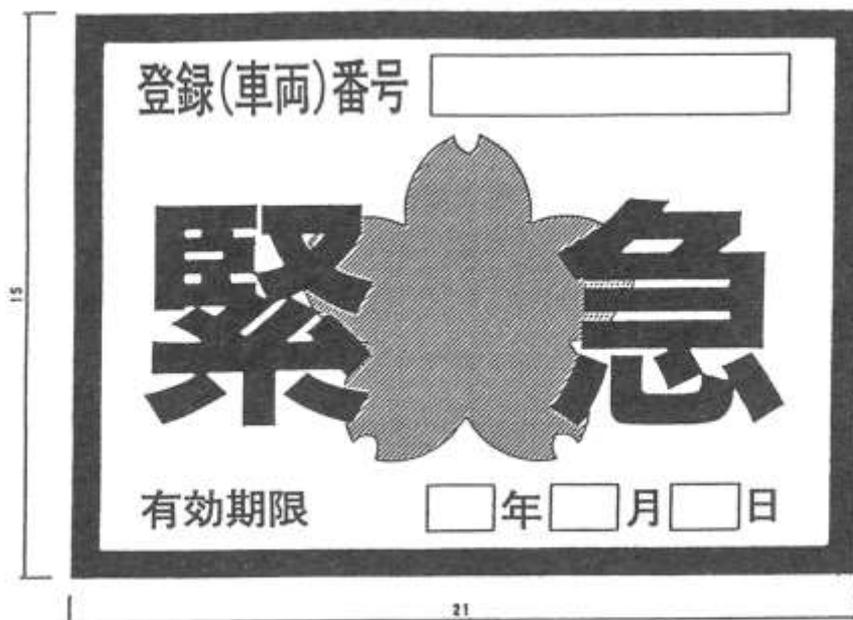
1 使用無線等	無線種別 (全国波, 県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 1 (ドラム缶 本)

(28) 様式 28 緊急通行車両の確認

様式 28

緊急通行車両の確認

様式第 3 (第 6 条関係)



- 備考 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用者	住 所		() 局 番
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(29) 様式 29 避難所収容者名簿

様式 29

避 難 所 収 容 者 名 簿												
年 月 日												
避難所												
氏 名 (カタカナで 記載)	住 所 磯浜町「イ」、磯道「ミチ」 東光台「ト」和銅は「ワ」、 港中央「ミナト」、五反田「ゴ」 桜道「サ」、大貫「オ」、神山 「カ」、成田「ナ」	年代・男女の別 (レでチェック)								要 医 療 者	要 助 産 所	収容期間
		乳 児		1 歳以上 3 歳未満		小学生 以 下		中学生 以 上				
		男	女	男	女	男	女	男	女			
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで
												年 月 日から
												年 月 日まで

(30) 様式 30 避難所設置報告書

様式 30

避難所設置報告書

県央福祉事務所長 殿

(受報扱者)

大 洗 町

報告扱者

の発生により避難所を開設したので報告する。

年 月 日 時現在

設置日時	設置場所	設置区分	収容人員 (人)	設置期間の見込	収容者の地区等

(31) 様式 31 災害救助に必要な物資の調達の一請

様式 31

災害救助に必要な物資の調達の一請

年 月 日

いばらきコープ生活協同組合 理事長 殿

大洗町長

災害救助に必要な物資の調達の一請について (依頼)

平成14年11月20日付けで締結した「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、貴組合が保有する物資の供給を下記のとおり一請します。

記

1. 引渡場所 名称 _____
住所 _____ 電話 _____
2. 引取責任者 職名 _____ 氏名 _____
3. 引渡希望日時 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日 午前・午後 _____ 時頃
4. 供給を一請する物資の品名・数量等

品名	規格	数量	備考

以上

緊 急

(様式第1号)

年 月 日

_____ 殿

大 洗 町 長
(電話) 029-267-5111

災害時における生活必需物資提供要請書

標記について、災害時における生活必需物資の提供に関する協定に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 要請物資の品名・数量等

品 名	規 格 ・ 内 容	数 量	備 考

2 引渡場所

- (1) 名称 _____
- (2) 住所 _____
- (3) 電話 _____

3 引渡責任者

(職名) _____ (氏名) _____

4 引渡希望日時

_____ 年 月 日 曜日 午前・午後 _____ 時ごろ

以 上

緊 急

(様式第2号)

年 月 日

大 洗 町 長 殿

所 在 地
名 称
責 任 者 名

電 話 番 号

災害時における生活必需物資の供給報告書

標記について、貴町からの「災害時における生活必需物資提供要請書」に基づき、下記のとおり供給したので報告します。

記

1 引渡場所

(1) 名称 _____

(2) 住所 _____

2 引渡日時

_____年 月 日 曜日 午前・午後 _____時ごろ

3 供給物資の品名・数量等

品 名	規 格 ・ 内 容	数 量	備 考

以 上

緊急

(様式第1号)

年 月 日

_____ 殿

大 洗 町 長
(電話) 029-267-5111

災害時における燃料供給要請書

標記について、災害時における燃料供給に関する協定に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 要請物資の品名・数量等

品 名	規格・内容	数 量	備 考

2 引渡場所

- (1) 名称 _____
(2) 住所 _____
(3) 電話 _____

3 引渡責任者

(職名) _____ (氏名) _____

4 引渡希望日時

_____ 年 月 日 曜日 午前・午後 _____ 時ごろ

以 上

緊 急

(様式第2号)

年 月 日

大 洗 町 長 殿

所 在 地
名 称
責 任 者 名
電 話 番 号

災害時における燃料供給報告書

標記について、貴町からの「災害時における燃料供給要請書」に基づき、下記のとおり供給したので報告します。

記

1 引渡場所

(1) 名称 _____

(2) 住所 _____

2 引渡日時

_____年 月 日 曜日 午前・午後 _____時ごろ

3 供給物資の品名・数量等

品 名	規 格 ・ 内 容	数 量	備 考

以 上

(32) 様式 32 小災害救助補助金交付申請書

様式 32

小 災 害 救 助 補 助 金 交 付 申 請 書

文書番号 年 月 日	
茨 城 県 知 事 殿	
大洗町長	
印	
小災害発生年月日	
小災害救助完了年月日	
補助金交付申請額	
添 付 書 類	小 災 害 救 助 状 況 調 書 別紙 1 支 出 調 書 別紙 2

(33) 様式 33 小災害救助状況調書

様式 33

小 災 害 救 助 状 況 調 書

イ 被服、寝具等生活必需品給付状況

災 害 程 度	り 災 世 帯 主		世帯人員		救 助 物 資																金 銭 給付額	基 準 限度額	備 考				
					品 名			品 名			品 名			品 名			品 名			計							
	住 所	氏 名	男	女	計	数量	単価	金 額	数量	金 額																	

- 注 1 救助物資の品名は、毛布、下着等種類、単価別に記載すること。
- 注 2 金銭給付額欄には、り災世帯主が被服、寝具等生活必需品を購入するために市町村が給付した額を記載すること。

ロ 埋葬状況

死亡年月日	死亡原因	死亡場所	死 亡 者		埋 葬 料				市町村が埋葬を行った理由	備 考
			住 所	氏 名	棺 料	埋 火 葬 料	骨 箱 料	計		

(34) 様式 34 支出調書

様式 34

支 出 調 書

科 目	支 出 済 額	備 考
款 項 目 節		

上記のとおり支出したことを証明する。

年 月 日

大洗町長

Ⓜ

(35) 様式 35 災害証明書

様式 35

災害証明書

世帯主 (代表者)	住所			
	氏名			
災害 状況	災害の原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> その()		
	災害年月日	平成 年 月 日		
	災害場所			
	災害程度	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 一部損傷 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他()	
	人員	<input type="checkbox"/> 死亡 人	<input type="checkbox"/> 行方不明 人	<input type="checkbox"/> 負傷 人
災害 者	氏名	続柄	年齢	備考
摘要				
上記のとおり、災害したことを証明願います。 年 月 日 <div style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</div>				

第 号
 上記のとおり相違ないことを証明する。
 年 月 日

大洗町長



(36) 様式 36 災害救助費繰替支弁費交付金

様式 36

災害救助費繰替支弁費交付金

文書番号
年 月 日

茨城県知事 殿

大洗町長 ⑩

年度災害救助費繰替支弁費交付金

交付申請書

年 月 日付 第 号による災害救助法適用通知により、実施した救助に要する費用を繰替支弁したので、次のとおり交付金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

- 1 申請金額 金 円
- 2 救助費総額算出内訳 (別紙1)
- 3 救助種目別明細書 (別紙2)

(添付書類)

- 1 歳入歳出決算見込書抄本
- 2 被害状況調 (別紙3)
- 3 救助費関係支出支出証拠書類写

注) 別紙1. 2. 3については、災害救助の手引(茨城県保健福祉部)第1災害救助、VI

災害救法関係例規集 2 茨城県災害救助費繰替支弁費交付金交付要項を参照のこと。

(38) 様式 38 食糧品・現品給与簿

様式 38

食糧品・現品給与簿

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;"><u>避難所</u></p> <p style="margin: 0; text-align: right;"><u>実施責任者</u></p>								
給 実 施 日	給 与 品 目 内 訳 と 数 量					受 領 者		
						住 所	世 帯 主 名 氏	受 領 印
<p>※現品給与は、り災証明持参者に対し員数確認のうえ実施すること。</p>								

(39) 様式 39 食糧・物品受払簿

様式 39

食糧・物品受払簿

避難所					
実施責任者 _____					
物品名			単 位 :		
受払月日	受 払 先	受入数	払出数	残 数	備 考
※受入のときは、備考欄に単価、価格を記入のこと。 受払いについては、取扱者名を記入のこと。					

(40) 様式 40 物品貸借簿

様式 40

物 品 貸 借 簿

_____ 避難所 _____					
実施責任者 _____					
貸借月日		貸借先住所氏名	物品名	数 量	貸借条件等
貸 与	借 用				
/					
貸 与	借 用				
/					
貸 与	借 用				
/					
貸 与	借 用				
/					
貸 与	借 用				
/					
※貸借条件等欄には、取扱者名も記入のこと。 貸借条件等欄には、期間、借上費、金額、管理者名、その他を記入する。					

(41) 様式 41 生活用品給貸与記録簿
 様式 41

生活用品給貸与記録簿

_____ 避難所						
実施責任者 _____						
給貸与 実施日	品 目	数 量	給貸与先	収 容 者 数	責任者 受領印	備 考
給与						
貸与						
/						
給与						
貸与						
/						
給与						
貸与						
/						
給与						
貸与						
/						

(42) 様式 42 死体処理台帳

様式 42

死 体 処 理 台 帳

処 理 年月日	死体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		死体収容場所			死体の 一 時 保存料	検案料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者との 関係	名称	住所	電話				
計											

(43) 様式 43 埋葬台帳

様式 43

埋 葬 台 帳										
死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費 (円)				備考
		氏 名	年 齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺(附属品を含む)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

(44) 様式 44 応急仮設住宅設置等状況

様式 44

応急仮設住宅設置等状況

年 月 日

責任者氏名 _____

世帯主住所						
世帯主氏名						
被災	災害原因	1. 風水害(台風第 号) 2. 震火災 3. その他				
	被災年月日	年 月 日 時 分 頃				
	被害程度	(1) 全壊(焼) (2) 流失 (3) 大規模半壊 (4) 半壊(燃) (5) 一部損壊 (6) 床上浸水 (cm) (7) 床下浸水				
応急仮設住宅	建設計画	建築	設置場所	面積 (㎡)	費用 (円)	備考
	修理	修理箇所	面積 (㎡)	費用 (円)	備考	
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで					
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考		

5. その他の資料

(1) トリアージタグ

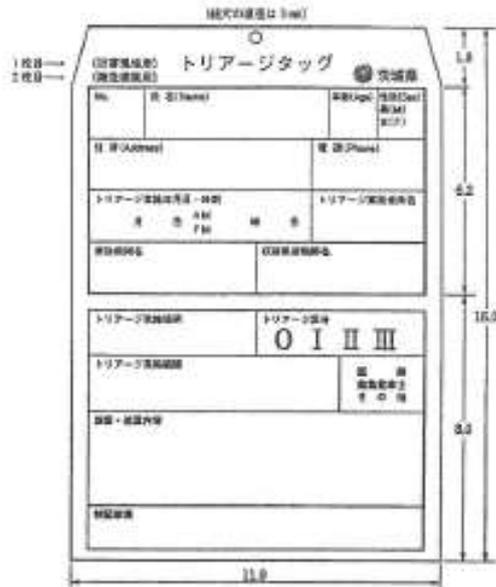
トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージタグという。トリアージタグは原則右手首につける。この部分が負傷していたり切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位でつける場所を変える。

トリアージタグの記載方法（様式は別図のとおり）

記載事項	記載方法及び記載内容
タグのNO	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。 再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。
氏名・年齢・性別 住所・電話	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、年齢、性別、住所は必ず記載する。 氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢〇歳」「大洗町〇〇町△△番地の路上で収容」などと具体的に記載する。
トリアージ実施月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行った月日、時刻を分単位まで記載する。
トリアージ実施者名	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。・医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるよう記載する。
搬送機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇消防本部〇救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。
収容医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 「〇学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ区分を〇で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。 症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。 症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して、新たに2枚目のトリアージタグを作成する。 医師が死亡を確認した場合には、死亡群（0）に〇を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。
トリアージ実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。 トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を〇で囲む。
診断・処置内容	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。 医師等が行った応急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。 医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」などと、検視、検案が容易にできるように具体的に死因を記憶する。
特記事項（表・裏）	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。（応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項） 収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。
人体図	<ul style="list-style-type: none"> 負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。

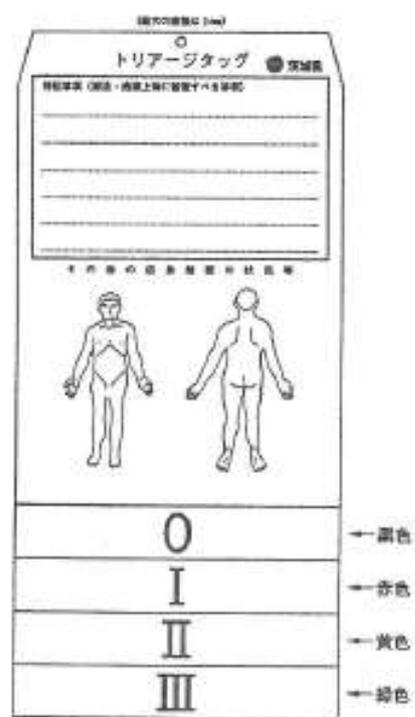
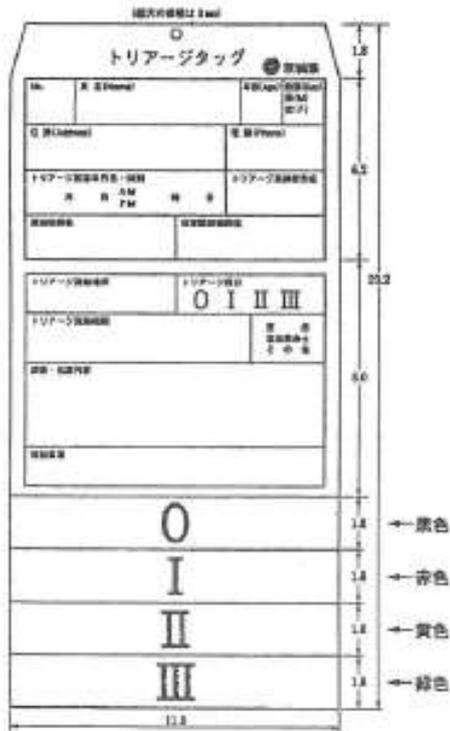
1枚目（災害現場用）

2枚目（搬送機関用）



3枚目・表面（収容医療機関用）

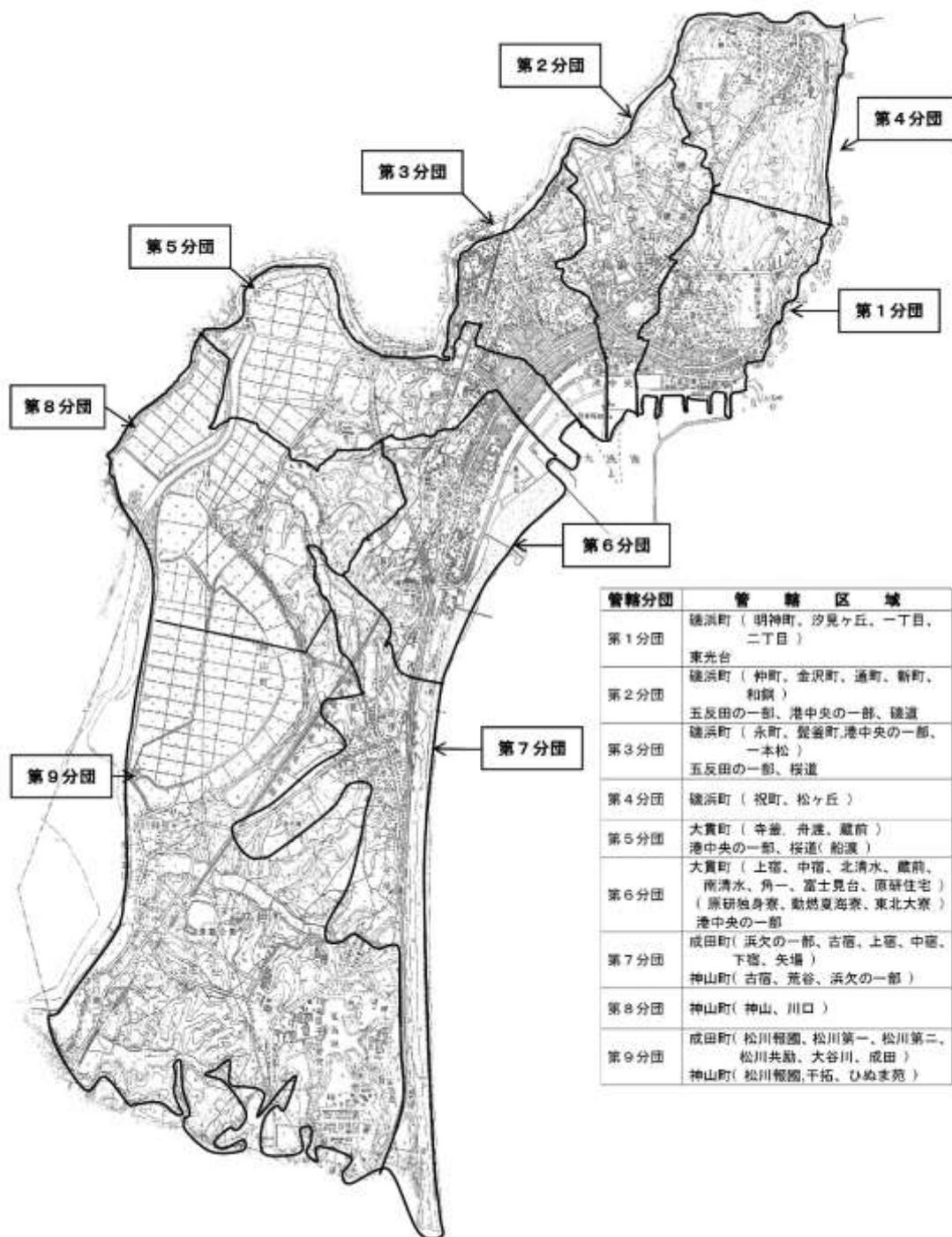
3枚目・裏面（収容医療機関用）



(2) 自主防災会区割図



(3) 大洗町消防団管轄図

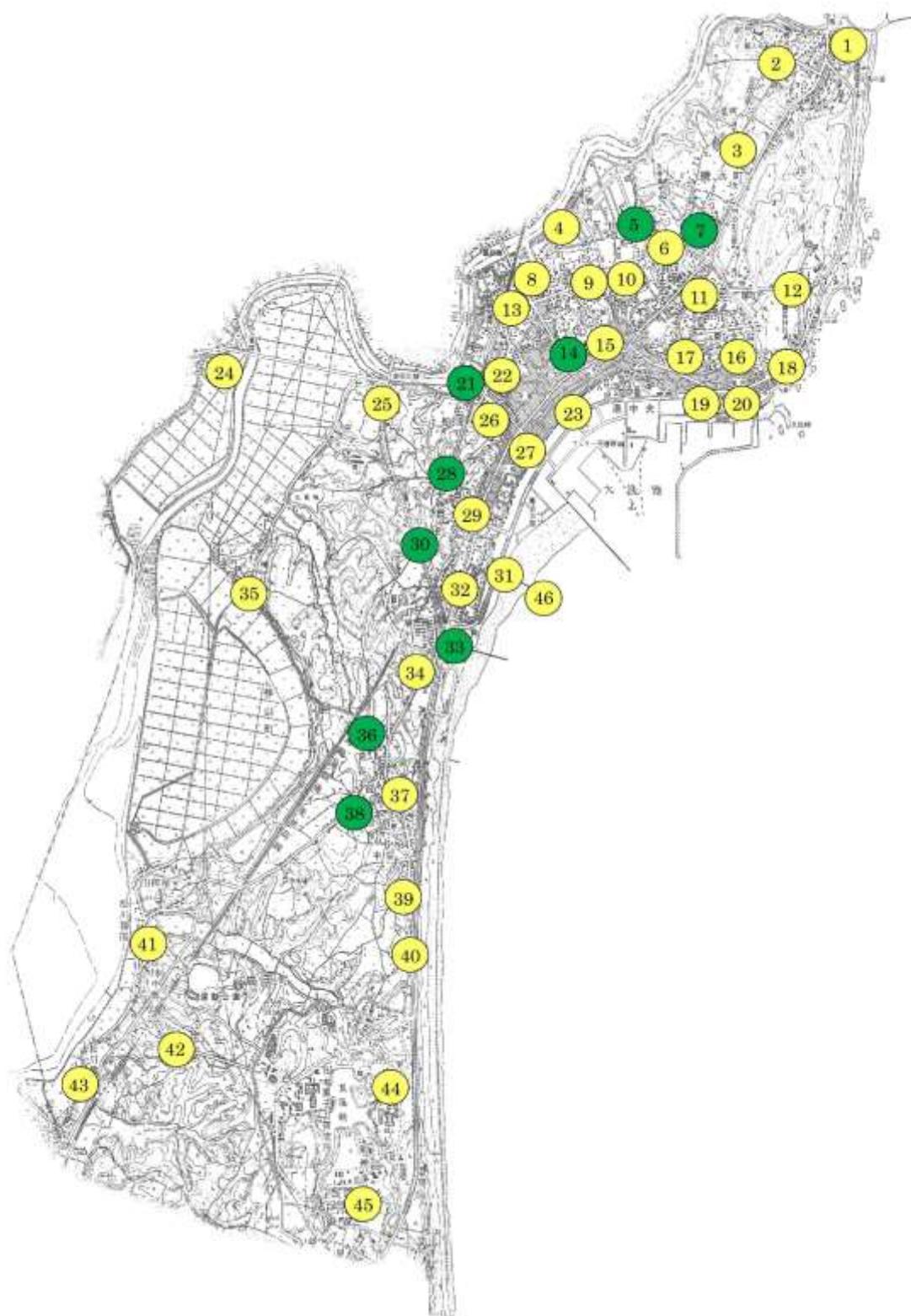


(3) 大洗町防災行政無線設置箇所

子局番号	子局名称	土地地番
1	大洗鷗松亭	磯浜町 8 1 7 9 番地の 4 1
2	祝町	磯浜町 7 8 5 0 番地の 1
3	二葉町	磯浜町 7 7 6 4 番地の 1
4	中瀬向	磯浜町 3 2 8 4 番地の 3
5	五反田岩崎児童公園	五反田 4 8 8 番地
6	吹上	磯浜町 5 0 0 9 番地
7	磯道児童公園	磯道 6 0 番地
8	掘割集会所	磯浜町 3 0 1 9 番地
9	新町加納屋菓子店前	磯浜町 3 4 4 4 番地の 3
1 0	和銅汚水処理場	和銅 8 8 番地の 8
1 1	白根尻	磯浜町 6 9 5 6 番地の 1
1 2	旧老人憩いの家	磯浜町 8 2 3 1 番地の 1 9
1 3	大洗駅入口交差点脇	桜道 7 4 8 番地
1 4	永町会館	磯浜町 9 2 7 番地
1 5	永町児童公園	磯浜町 2 8 4 7 番地
1 6	東光台児童公園	東光台 1 4 番地の 7
1 7	千手観音堂前	磯浜町 6 8 0 5 番地の 1
1 8	大洗ホテル前	磯浜町 6 8 7 9 番地の 1 1
1 9	旧第 1 分団詰所	磯浜町 8 2 5 3 番地の 3 1
2 0	明神町児童公園	磯浜町 6 8 8 1 番地の 3 6 8
2 1	舟渡勘十堀排水機場	桜道 3 4 7 番地
2 2	花池墓地前	大貫町 4 9 6 番地の 1
2 3	第 3 分団詰所	磯浜町 6 8 8 1 番地の 5 8 8
2 4	向谷原	大貫町 8 3 7 0 番地
2 5	釜口山	大貫町 2 3 5 1 番地の 1
2 6	大貫小学校	大貫町 6 6 0 番地
2 7	大貫集会所	大貫町 6 4 番地の 4 3 0
2 8	(独) 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 大貫寮	大貫町 7 6 7 番地の 1
2 9	旧第 6 分団詰所	大貫町 2 9 6 番地の 4
3 0	夏海バイパス中丸平	大貫町 3 3 5 5 番地の 1
3 1	大洗サンビーチ海岸	大貫町地先 (国有地)

3 2	前原住宅	大貫町 1 2 1 2 番地の 2 5
3 3	町営テニスコート	大貫町 1 2 1 2 番地の 3 7
3 4	南中学校	大貫町 1 2 1 2 番地の 1 4
3 5	第 8 分団詰所	神山町 2 0 8 1 番地の 2
3 6	神山町荒谷	神山町 (町道 6 - 0 8 号線)
3 7	第 7 分団詰所	成田町 2 0 8 番地の 1
3 8	夏海小学校	成田町 2 3 6 番地
3 9	下宿	成田町 1 0 9 番地
4 0	矢場集落センター	成田町 4 2 8 7 番地の 2 0
4 1	第 9 分団詰所	成田町 1 8 8 7 番地
4 2	成田	成田町 2 3 0 0 番地の 2
4 3	大谷川	成田町 2 6 4 5 番地の 1
4 4	(独) 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	成田町 4 0 0 2 番地
4 5	(独) 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	成田町 4 0 0 2 番地
4 6	大洗サンビーチ海岸 2	大貫町地先 (国有地)

(4) 大洗町防災行政無線子局設置箇所図



(5) 大洗町消防無線の整備状況

周波数

- 151. 71MHz (市町村波)
- 153. 53MHz (県内共通波)
- 150. 73MHz (全国共通波1)
- 148. 75MHz (全国共通波2)
- 154. 15MHz (全国共通波3)

大洗町消防本部 (署)				
種 分	種別	電波型式	空中線電力	数量
消防無線電話	基地局	F3	10W	1
	前進基地局	F3	5W	1
	移動	F3	10W 5W	5 2
	携帯	F3	5W 1W	2 10

大 洗 町 消 防 団				
種	種別	電波形式	空中線電力	数量
原子力防災用無線	移動	F3	5W	9
	携帯	F3	5W	33

有線通信設備

町において、災害時に情報収集又は情報連絡に使用する有線通信施設は、次のとおりである。

① 大洗町役場有線電話

1	029(267)5110	6	029(267)5115
2	029(267)5111 (着信のみ)	7	029(267)5116
3	029(267)5112	8	029(267)5117
4	029(267)5113	9	029(267)5118
5	029(267)5114	10	029(267)5119

② 大洗町消防本部有線電話

1	029(266)1117
2	029(266)1118
3	029(266)1119

原子力災害及び風水害時等における有線電話を確保するため、災害時における大洗町災害対策本部と関係防災機関間の連絡用として、現在5回線の災害臨時電話の指定を受けている。また、指定避難所には避難者の緊急連絡用としての災害特設電話の設置及び災害伝言ダイヤル等についてNTT東日本茨城支店と協議しておくものとする。

③ 大洗町役場

生活環境課 3回線	029 (267) 5946
	029 (267) 5961
	029 (267) 5947
町長公室 1回線	029 (267) 5964
災害対策本部室 1回線	029 (267) 5971

④ 災害臨時電話の申込み先

NTT東日本茨城支店災害対策本部室へダイヤル

(昼間) 電話 029 (232) 4825 FAX 029 (232) 4950
 (休日・夜間) 電話 048 (602) 8880 FAX 048 (602) 8589

⑤ 非常・緊急通話用電話の指定

NO	電話番号	設置場所
1	029 (267) 2671	大洗町立第一保育所
2	029 (267) 5189	大洗町立大洗小学校
3	029 (267) 2875	大洗町立大貫小学校
4	029 (267) 2002	大洗町立夏海小学校
5	029 (267) 5289	大洗町立第一中学校
6	029 (267) 2942	大洗町立南中学校
7	029 (266) 0056	大洗町役場 (町長)
8	029 (267) 5114 (内線230)	大洗町役場 (総務課長)
9	029 (267) 5115 (内線240)	大洗町役場 (生活環境課長)
10	029 (267) 5126	大洗町役場 (上下水道課)
11	029 (266) 1117	大洗町消防本部
12	029 (266) 1118	大洗町消防本部
13	029 (266) 1119	大洗町消防本部
14	029 (267) 2029	夏海浄水場

(6) 都市公園の整備状況

番号	公園名	種別	開設年月日	面積 ha	所在地
1	明神町児童公園	街区	S54.3.1	0.15	磯浜町 6881-368
2	東光台児童公園	街区	S53.6.6	0.25	東光台 7
3	和銅児童公園	街区	S55.7.1	0.22	和銅 6
4	小松原児童公園	街区	S53.10.13	0.04	磯浜町 5365-4
5	堀割児童公園	街区	S57.4.20	0.29	磯浜町 2703
6	漁村広場	街区	S58.12.24	0.14	磯浜町 6881-371
7	一丁目公園	街区	S60.5.21	0.05	磯浜町 6881-375
8	桜道公園	街区	H12.4.4	1.10	桜道 356
9	大洗町総合運動公園	運動	S63.6.3	13.60	成田町 1626
10	大洗海岸公園	風致	S32.6.6	44.40	磯浜町 8249
11	ピンチュウ児童公園	街区	H4.4.22	0.13	五反田 375
12	岩崎児童公園	街区	H4.4.22	0.24	五反田 488
13	矢ノ下児童公園	街区	H4.4.22	0.09	五反田 112
14	磯道児童公園	街区	H4.4.22	0.20	磯道 60
合 計				60.90	

(7) 避難所等一覧

一時避難場所

一時避難場所	
1	祝町幼稚園（旧祝町小学校）
2	大洗小学校
3	旧夏海小学校
4	第一中学校
5	南小学校・南中学校
6	大洗高校
7	明神町児童公園
8	東光台児童公園
9	和銅児童公園
10	小松原児童公園
11	堀割児童公園
12	漁村広場
13	一丁目公園
14	桜道児童公園
15	大洗海浜公園
16	ピンチウ児童公園
17	岩崎児童公園
18	矢ノ下児童公園
19	磯道児童公園
20	原子力機構大貫寮
21	山場平住宅
22	大洗キャンプ場
23	大洗駅前広場
24	大洗町防災ふれあい公園
25	大洗町地域コミュニティ防災センター

大規模災害時における広域避難場所

広域避難場所	
1	祝町幼稚園（旧祝町小学校）
2	大洗小学校
3	中央公民館
4	漁村センター
5	町民会館
6	旧大貫小学校
7	旧夏海小学校
8	第一中学校
9	ゆっくら健康館
10	南小学校・南中学校
11	大洗高校
12	大洗ゴルフ倶楽部
13	太平洋クラブ大洗シャーウッドコース
14	大洗町総合運動公園
15	大洗海浜公園
16	桜道児童公園

避難所

避難所	
1	松川集落センター
2	矢場集落センター
3	大洗町総合運動公園
4	下宿集会所
5	中宿集会所
6	古宿集落センター
7	上宿集会所
8	浜欠集会所
9	荒谷集会所
10	前原町営住宅集会所
11	神山集落センター
12	道下集会所
13	角一集会所
14	大貫集会所
15	船渡集会所
16	寺釜堀川集会所
17	桜道集会所
18	寿集会所
19	永町会館
20	明神町集会所
21	東集会所
22	中央公民館
23	漁村センター
24	町民会館
25	堀割集会所
26	五反田集会所
27	新町会館
28	第一保育所
29	東光台集会所
30	松ヶ丘町営住宅集会所
31	祝町集会所
32	かんぼの宿 大洗
33	大洗 鷗松亭
34	祝町幼稚園（旧祝町小学校）
35	大洗小学校
36	旧大貫小学校
37	旧夏海小学校
38	第一中学校
39	南小学校・南中学校
40	大洗高校
41	ゆっくら健康館
42	農業会館

津波襲来時における広域避難場所

津波襲来時における広域避難場所	
1	祝町幼稚園（旧祝町小学校）
2	大洗小学校
3	第一中学校
4	南小学校・南中学校
5	大洗ゴルフ倶楽部
6	太平洋クラブ大洗シャードコース
7	大洗町総合運動公園
8	大洗キャンプ場

津波襲来時における避難所

津波襲来時における避難所	
1	祝町幼稚園（旧祝町小学校）
2	大洗小学校
3	第一中学校
4	南小学校・南中学校
5	大洗町総合運動公園

津波避難ビル等

津波避難ビル等	
1	大洗サンビーチ津波避難施設

(8) 臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）

地名	住所	緯度・経度
南中学校	大洗町大貫町1 2 1 2 - 1 4	36. 294789, 140. 557555
総合運動公園陸上競技場	大洗町成田町1 6 2 6	36. 276317, 140. 539248
大洗港第4埠頭	大洗町港中央	36. 3098, 140. 573541
アクアワールド駐車場	大洗町磯浜町8 2 5 2 - 3	36. 334246, 140. 593754
斎場駐車場	大洗町磯浜町5 7 8 6	36. 342784, 140. 573392
海浜公園	大洗町港中央	36. 411889, 140. 593304
サンビーチアスファルト駐車場	大洗町港中央	36. 295412, 140. 558553

(9) 町内の河川の概況

河川名	河川区分	水系	町内流路延長 (m)	計画高水量 (m ³ /秒)	所管
那珂川	一級河川	那珂川	右岸 600	5, 0 0 0	国土交通省
潤沼川	一級河川	那珂川	左岸 1900 右岸 8000	1, 1 0 0	国土交通省

(10) 海岸保全区域指定状況

高潮は、強風による海水の吹きよせ及び気圧の低下による海水の吸い上げに起因して発生するものである。その被害から海岸を防護し、あるいは海岸保全施設を防護するため、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削、その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講ずるものとする。

所 轄	海 岸 延 長	海岸保全区域指定済延長
国土交通省(河川局)	6, 0 1 5 m	6, 0 1 5 m
国土交通省(港湾局)	2, 8 5 7 m	2, 8 5 7 m
農 林 水 産 省	8 0 m	8 0 m

(11) 海岸重要水防箇所

海岸名	土木事 務所名	重要度		延長 (m)	重要水防箇所		備考
		種別	階級		地先名	位置	
大貫海岸	水戸	浸食	B	1,000	大洗町 大貫	海岸保 全区域	浸食越浪
磯浜海岸	水戸	浸食	A	900	大洗町 磯浜	海岸保 全区域	越浪
大洗海岸	大洗港湾	高潮	B	2,340	大洗町 大貫, 磯 浜	港湾区域	高潮

(12) 砂防指定地

所在地			面積(ha)		指定年月日	告知番号	備考
都市	町村	大字					
東茨城郡	大洗町	磯浜	1 1	8 4	昭和9年7月20日	内告第356号	
東茨城郡	大洗町	磯浜	1 2	1 7	昭和9年12月26日	内告第641号	
東茨城郡	大洗町	磯浜	1	3 5	昭和11年11月25日	内告第620号	

(13) 消防署車両充足状況

施設名		基準数	現有数	不足数	充足数
署所数		1	1	0	100%
車両等	消防ポンプ自動車	2	2	0	100%
	はしご自動車	1	0	1	0
	化学自動車	2	0	2	0
	救助工作車	1	0	1	0
	救急車	2	2	0	100%
	消防艇	1	0	1	0
計		9	4	5	

(14) 消防水利現有数

水利種別	現有数	
	消火栓	公 設
	私 設	1 1 4
防火水槽	4 0 m ³ 未満	2 8
	4 0 m ³ 以上	8 1

平成25年4月1日時点

(15) 大洗町の指定文化財一覧

(町指定文化財)

種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日
建造物	願入寺山門	1基	願入寺	S50.7.10
建造物	隋神門	1基	大洗磯前神社	S62.5.1
絵画	尾方光琳筆襖絵	1帖	願入寺	S50.7.10
彫刻	如信上人座像	1軀	願入寺	S50.7.10
彫刻	銅造明治天皇立像	1軀	大洗町	H15.7.30
古文書	二十四輩牒	1巻	願入寺	S50.7.10
名勝	大洗	1件	茨城県	H21.1.20

(県指定文化財)

種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日
建造物	大洗磯前神社拝殿・本殿	2棟	大洗磯前神社	S45.9.28
絵画	絹本着色 金剛界大日如来画像	1幅	西光院	S44.3.20
絵画	親鸞聖人画像	1幅	願入寺	S47.12.18
彫刻	木造 阿弥陀如来立像	1軀	西光院	S44.3.20
彫刻	木造 阿弥陀如来立像	1軀	西福寺	S44.3.20
彫刻	木造 阿弥陀如来立像 (胎内仏)	1軀	西福寺	S44.3.20
彫刻	木造 観世音菩薩立像 (胎内仏)	1軀	西福寺	S44.3.20
彫刻	木造 勢至菩薩立像 (胎内仏)	1軀	西福寺	S44.3.20
彫刻	木造 阿弥陀如来立像	1体	願入寺	S47.12.18
工芸品	扇散蒔絵書棚	1架	大洗町	S46.12.2
工芸品	短刀	1振	大洗町	S47.12.18
工芸品	香合	2個	願入寺	S47.12.18
工芸品	朱漆塗 蔦葛模様椀	5個	願入寺	S47.12.18
工芸品	太刀 (銘常州水戸住藤原近則)	1口	大洗磯前神社	H2.1.25
書跡	唯信鈔断片	1幅	願入寺	S47.12.18
書跡	蓮如筆 消息大根田御坊宛	1幅	願入寺	S47.12.18
考古資料	一本松遺跡出土遺物	13点	大洗町	H23.11.17
史跡	日下ヶ塚	1基	大洗町	S28.3.19
史跡	車塚	1基	大洗町	S28.3.19
天然記念物	お葉付イチョウ	1株	西光院	S37.2.26

(国登録有形文化財)

種別	名称	数量	所有者・管理者	指定年月日
建造物	武石家住宅主屋	1棟	個人	H17.2.9
建造物	幕末と明治の博物館別館	1棟	大洗町	H17.2.9
建造物	大貫家住宅主屋	1棟	個人	H18.3.2
建造物	旧おかめ旅館本館	1棟	個人	H19.10.22

(16) 大洗町病院・医院一覧

医療機関名	住所	診療科	ベッド数	TEL
大洗海岸病院	大洗町大貫町 915	内科, 外科, 整形外科, 眼科, 泌尿器科, 皮膚 科, 婦人科, 放射線科	一般病床 142床 療養床 35床	029(267) 2191
大洗海岸コアク リニック	大洗町大貫町 903-1	内科, 総合診療科, 外 科, 整形外科・リハビ リテーション科・リウ マチ外来・股関節外来, 眼科, 女性診療科, 脳 神経外科, 泌尿器科, 皮膚科, 婦人科		029(264) 5700
大洗クリニック	大洗町和銅2 0-1	内科, 麻酔科		029(267) 7111
さくらみちクリ ニック	大洗町桜道2 53	内科, 呼吸器内科, ア レルギー科		029(266) 3001
中根耳鼻咽喉科 医院	大洗町磯浜町 8185	耳鼻科, 咽喉科		029(266) 2010
さかた医院	大洗町磯浜町 3451-1	内科, 小児科, 脳神経 外科	5床	029(267) 6921
清水医院	大洗町磯浜町 126	内科, 小児科		029(267) 6116
あいざわクリ ニック	大洗町磯浜町 1015-1	内科, 循環器内科, 呼 吸器内科, 代謝・内分 泌内科		029(219) 8151

(17) 大洗町歯科医院一覧

医療機関名	住所	TEL
伊藤歯科医院	大洗町和銅7-2	029(267)7171
かどわき 歯科医院	大洗町大貫町258-5	029(266)3948
加部東 歯科医院	大洗町大貫町64-128	029(267)3458
田中歯科医院	大洗町磯浜町5269	029(267)6480
土子歯科医院	大洗町磯浜町938	029(267)2670
大洗中島 歯科医院	大洗町成田町4243-8	029(266)3911
宇野デンタルクリニック	大洗町桜道252	029(219)6356

(18) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬車輛登録届

1. 直営車

車輛番号	車柄型式	積載量	常時乗車人員	車両整理番号	カード・コート区分				交付年月日	交付番号
					地域コード	搬入区分コード	車番コード	車輛重量		
水戸88 す80- 22	パッカー 車	2,000 kg	3人					3,900 kg	3.12.20	

2. 委託者

(1) 登録車

車輛番号	車柄型式	積載量	常時乗車人員	車輛整理番号	カード・コート区分				業者名
					地域コード	搬入区分コード	車番コード	車輛重量	
水戸800 あ31-52	パッカー 車	2,000 kg		1号車				3,980 kg	(株)山本環境開 発
水戸800 あ11-25	パッカー 車	2,000 kg		2号車				3,810 kg	(株)山本環境開 発
水戸830 え53-83	パッカー 車	2,000 kg		3号車				4,270 kg	(有)クロサワク リーン サービス
水戸830 か53-83	パッカー 車	2,000 kg		6号車				4,400 kg	(有)クロサワク リーン サービス
水戸100 あ39-87	パッカー 車	2,000 kg		5号車				4,170 kg	(有)大洗リサイ クル サービス

(2) 委託業者住所氏名

商号	住所	電話番号
株式会社 山本環境開発	大洗町五反田371	029(267)3904
有限会社 クロサワ クリーンサービス	大洗町磯浜町3582	029(267)2927
有限会社 大洗リサイクル サービス	大洗町磯浜町2414-2	029(267)6585

(19) し尿処理施設

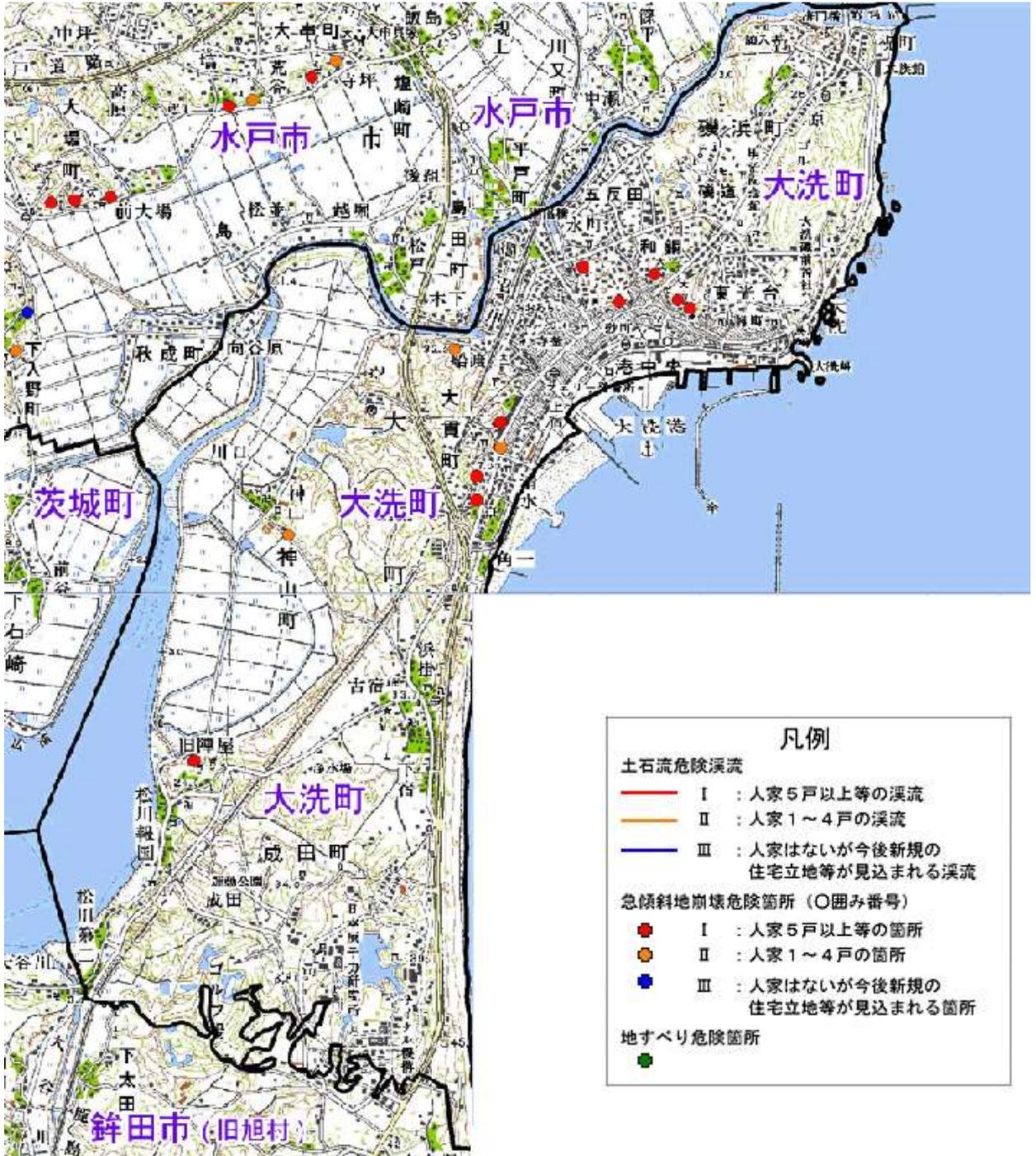
団体名	規模 (t/日)	構成市町村
大洗・銚田・水戸	80 t/日	大洗・銚田・水戸

し尿許可業者車両一覧

業者名	車番	年式	t車	タンク容量	備考
(株)山本環境開発	水戸800 あ2837	19	3	3,000	事業用
	水戸800 あ4728	25	3	2,900	事業用
	水戸800 あ3694	10	3	3,000	事業用
	水戸800 か1151	S59	10	9,280	事業用 (清掃車)
(有)クロサワクリ ーンサービス	水戸800 く3	19	3	3,000	事業用
	水戸800 き5	19	3	3,000	事業用
	水戸900 け7	21	4	2,450	事業用 (清掃車)

(20) 土砂災害危険箇所

本町における土砂災害警戒区域等は12箇所が指定されている。主に北部の中心市街地を囲む丘陵地に分布しており、南部は少ない。



茨城県土砂災害危険箇所マップ

(21) 大洗町土砂災害警戒区域等の指定箇所

	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
1	309-I-001	東明寺		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
2	309-I-002	磯鼻		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
3	309-I-003	山王		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
4	309-I-004	八ヶ峰		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
5	309-I-005	緑町		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
6	309-I-006	角一の上		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
7	309-I-007	角一		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
8	309-I-008	北清水		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
9	309-I-009	旧陣屋		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
10	309-II-001	南清水		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
11	309-II-002	舟渡		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日
12	309-II-003	神山		急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年4月2日

注1) 箇所番号の I : 人家5戸以上等の溪流 II : 人家1～4戸の溪流

注2)

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令第二条）

■急傾斜地の崩壊

イ傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

ロ急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ハ急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■地滑り

イ地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）

ロ地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（土砂災害防止法施行令第三条）

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

出典) 茨城県ホームページ茨城県土砂災害危険箇所マップ

(22) 避難行動要支援者名簿に関する補足

- ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するもの
- (ア) 70歳以上のひとり暮らしの者
 - (イ) 80歳以上の高齢者のみの世帯の属する者
 - (ウ) 介護保険要介護（4、5）の認定を受けている者
 - (エ) 身体障害者手帳（1、2級）の認定を受けている者
 - (オ) 療育手帳（マルA、A）の認定を受けている者
 - (カ) 精神保健福祉手帳（1級）の認定を受けている者
 - (キ) 上記以外で町が支援の必要を認めた者
- イ 避難支援等関係者となる者
- (ア) 大洗消防署
 - (イ) 民生委員
 - (ウ) 大洗町地域包括支援センター
 - (エ) その他町長が必要と認める者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法
- (ア) 個人情報
 - ア) 要支援者の氏名
 - イ) 要支援者の生年月日
 - ウ) 要支援者の性別
 - エ) 要支援者の住所又は居所
 - オ) 要支援者の電話番号その他の連絡先
 - カ) 要支援者が避難支援等を必要とする事由
 - キ) 上記のほか、避難支援等の実施に町長が必要と認める事項
 - (イ) 入手方法
アの（ア）～（カ）は、町が対象者の抽出をおこない、民生委員が対象者宅を訪問し平時における名簿提供の可否の確認と必要な個人情報の入手をおこなう。
- エ 名簿の更新に関する事項
- (ア) 転入した該当者、新たに該当した者を名簿に追加する
 - (イ) 転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する
 - (ウ) 民生委員が新規要支援者宅を訪問する
 - (エ) 平常時に名簿を提供するか確認する
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
- (ア) 町が求める措置
 - ア) 名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない

- イ) 名簿は、施錠できる場所で保管する
- ロ) 必要のない複製は行わない
- エ) 避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である

(イ) 町が講じる措置

個人情報漏えい防止のため、町は避難支援等関係者と名簿の取扱いに関する協定を締結する

- カ 要支援者が円滑に、避難のために立ち退くことができるための通知又は警告の配慮
第3章 第4節 第2「避難勧告・指示・誘導」を準用する

※風水害編については、第3章 第11節「避難計画」を準用する

- キ 避難支援等関係者の安全確保

要支援者に名簿提供の同意を得る段階で、町からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る